

令和4年4月例会：次第（令和4年4月30日開催）

1、会長挨拶

2、子ども医療費助成制度の改正について（草津市・栗東市）……………（総務資料1）p.1

3、報告事項

【会員の状況】 令和4年3月

（1） 会員の状況

A会員： 142名、 B会員： 160名、 合計： 302名

（2） 会員の入退会等について

○B会員の入会

松下 美季子 先生 きづきクリニック 4/1 付

新井 豊 先生 南草津病院 4/1 付

○B会員の退会

若林 保良 先生 ケアポート栗東 3/31 付

望月 聡 先生 済生会滋賀県病院 3/31 付

山本 和明 先生 済生会滋賀県病院 3/31 付

野土 信司 先生 済生会滋賀県病院 3/31 付

日野 明彦 先生 済生会滋賀県病院 3/31 付

稲本 望 先生 済生会滋賀県病院 3/31 付

柴崎 守和 先生 県立精神医療センター 3/31 付

○B会員の異動

小野 紀弘 先生 レンゴー(株) → ケアポート栗東 4/1 付

（3） A会員診療所の法人化

そうむらファミリークリニック → 医療法人 かがやき会 そうむらファミリークリニック 5/1 付

【総 務 部】

【総 務】

（1） 令和4年度第1期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を4月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。

口座振替の会員には、4月27日（水）に指定口座から引き落としをさせていただきます。

（2） 医療法人の設立および解散にかかる申請書類の提出期限について

医療法人の設立および解散については、その認可にあたり県の医療審議会の意見を聞くこととされているが、令和4年度の第1回滋賀県医療審議会医療法人部会は令和4年8月に開催予定であり、当該審議会にかかる申請書類の提出期限は令和4年6月24日（金）であるとの通知があったので、ご了解願いたい。

なお、提出された書類に不備があった場合は、その次の審議会での意見徴収となる場合もあるので、できるだけ早く事前協議を行い申請に備えていただきたいと思います。

問合せ先：滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療整備係 TEL 077-528-3625

（3） 医療用医薬品の供給不足解消に向けた製薬団体の取り組みについて

先般、日本医師会は後発医薬品をはじめとした医療用医薬品の供給不足が続く、医療提供

に支障をきたしている状況を踏まえ、日本製薬団体連合会及び日本製薬工業協会に対して、両団体の会員各社に引き続き増産に努めること、医薬品供給の偏在防止及びきめ細やかな受注に早急に対応することを強く要望した。

これに対して、今般、両団体から、製薬企業会社の使命である安定供給確保に向けた最大限の対応を実施、継続する旨回答があった。特に、一連の供給不足解消には先発品・後発品ともに、自社事情を原因とする不足、他社事情を原因とする不足の如何に関わらず、全ての製薬企業が最大限の増産努力を実施するとともに、製薬企業会社は足下での製造ラインや製造要員の不足等に直面している状況であるが努力をしっかりと継続するよう指示することである。

(4) 日本医師会医賠責保険付帯「医療通訳サービス」の拡充について

今般、日本医師会ではウクライナ支援策の一環として、令和2年4月より実施している日本医師会医賠責保険付帯「医療通訳サービス」にウクライナ語を追加した。電話医療通訳サービスは年間20回まで無料で提供をしているが、この度の「ウクライナから避難された患者やその親族」における医療通訳サービスについては、対象言語に関わらず年間20回の回数制限を除外して対応する。

対象言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タイ語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・インドネシア語・ネパール語・ペルシア語・ミャンマー語・タガログ語・広東語・アラビア語・ウクライナ語 (19言語)

利用対象者：開設者・管理者が日医A1会員である医療機関の医師・職員

詳細は、日医医賠責保険付帯医療通訳サービスサイトを参照

<https://mediphone.jp/forms/jma.html>

(5) 経済構造実態調査の実施について

今般、総務省・経済産業省では、本年6月に我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を実施する。この調査は、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査であり、報告の義務がある。国が調査を委託した民間事業者（経済構造実態調査実施事務局）から、5月下旬より調査書類が順次郵送されるので、インターネット又は郵送により回答願いたい。

(6) 成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について

本年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、18歳、19歳の者は、親の同意がなくても契約ができるようになるが、未成年であることを理由とした契約の取り消しができなくなる。こうした中で、性的な行為の撮影をするという認識がないまま契約し、撮影を強要される問題について、より一層の注意が必要であることから、今般、内閣府男女共同参画局において、成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する資料と動画を作成した。

ついては、若年層の性暴力被害防止に繋がるよう、ご確認・ご協力願いたい。

○成年年齢引下げに関する啓発動画は内閣府HPに掲載。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

○電話による相談窓口

- ・内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」 #8891
- ・警察「犯罪被害者相談電話」 #8103

(7) 医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口の設置について

令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に関し、医療機関から宿日直許可の申請に係る様々な疑義が寄せられていることから、今般、厚生労働省のWEBサイトに相談窓口が設置された。

ついては、宿日直許可の申請を検討している医療機関（病院・診療所）においては、ご活

用願いたい。

・相談受付開始日：令和4年4月1日

・受付内容：医療機関の宿日直許可申請に関する制度の仕組みや手続き等、幅広く受付。

・相談対応：医療機関からの相談は、厚生労働省本省のWEB サイトの相談フォームへの記入を通じて受付。受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討のうえ相談者に回答。
詳細は、厚生労働省HPを参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html

(8) 医療法人による事業報告書等の届出、都道府県知事による事業報告書等の閲覧事務
についての「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について

医療法の規定により、医療法人及び地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出なければならないとされており、また都道府県知事は、当該事業報告書等について請求があった場合には、閲覧に供さなければならないこととされている。これについて、令和4年3月31日に医療法施行規則の一部を改正する省令が公布され、これまで紙媒体によって届け出られ、紙媒体により閲覧が行われている事業報告書等について、令和4年4月1日よりアップロードによる届出を可能とし、令和5年4月1日より都道府県においてインターネットの利用等により閲覧に供することとなったので、ご了解願いたい。

(9) 地球温暖化防止対策（クールビズ）の実施について

滋賀県医師会では例年、地球温暖化防止に向けて、常識的な判断による夏の軽装（クールビズ）の実践に取り組んできたところですが、本年も以下の期間で実施いたしますのでご了解願います。

実施期間：令和4年5月1日～令和4年10月31日

(10) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況および今後の予定について

.....（総務資料2）p. 7

(11) 新型コロナウイルス感染症における高齢者施設等での経口抗ウイルス薬の処方への協力について.....（総務資料3）p. 14

(12) 令和4年度 広域災害時の医療救護班について.....（総務資料4）p. 19
各地区における診療所の輪番制としている。昨年度の副班長が今年度は班長となる。

(13) 令和4年度草津栗東医師会例会時の診療科紹介の予定について（総務資料5）p. 20

(14) 滋賀医大 病診連携の推進に係る意見交換会の開催について..（総務資料6）p. 21

(15) ウクライナ国民への医療支援について.....（総務資料7）p. 23
日本医師会へ草津栗東医師会にて10万円を送金。

(16) 2022年度 認知症の医療と福祉の連携 IN 守山・野洲開催について
.....（総務資料8）p. 25

(17) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告知について...（総務資料9）p. 27

- (18) 令和 4 年度特定感染症相談・検査事業の実施について (総務資料 10) p. 28
- (19) 滋賀県済生会看護専門学校 看護第 2 学科の閉科について ... (総務資料 11) p. 30
- (20) 医師協同組合からのカルテ等商品価格改定のお知らせ (総務資料 12) p. 31
医師協同組合の価格改定に伴い、草津栗東医師会事務局での販売も 5 月 1 日より実施。
- (21) 公益財団法人 勇美記念財団 公募助成のご案内 (総務資料 13) p. 33
- (22) 当医師会顧問弁護士 浅井先生の雑誌インタビュー記事について (総務資料 14) p. 35
- (23) 県立総合病院 令和 4 年度「緩和ケアミニ講座」開催のお知らせ (総務資料 15) p. 40
- (24) 「看護の日」の行事開催案内およびチラシの送付について ... (総務資料 16) p. 42

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 184」について

2021 年に提供した医療安全情報 No. 170～No. 181 を提供された情報について改めて情報提供があったので、ご確認願いたい。

[2021 年に報告された主な再発・類似事例]

- ・ No. 171 免疫抑制・化学療法による B 型肝炎ウイルスの再活性化
- ・ No. 173 輸液ポンプ等の流量の 10 倍間違い
- ・ No. 176 人工呼吸器の回路の接続外れ

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」HP

<http://www.med-safe.jp/>

(2) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省 HP に掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00005.html/

☆令和 4 年 3 月 15 日付け

①チカグレロル

重大な副作用の新設：高度な房室ブロック、洞停止等の徐脈性不整脈

②ニンテダニブエタンスルホン酸塩

重大な副作用の新設：ネフローゼ症候群 ほか

③エファビレンツ

重大な副作用の新設：精神神経系症状 ほか

☆令和 4 年 3 月 23 日付け

①コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)

接種対象者 (旧) 18 歳以上の者 → (新) 12 歳以上の者

☆令和 4 年 4 月 4 日付け

①ソマトロピン (遺伝子組換え)

慎重投与・重要な基本的注意の新設 ほか

(3) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正について

今般、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 (以下、『令和 2 年改正法』)」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (以下、『令和 3 年改

正法』」の一部が令和4年4月1日に施行することに伴い、新設された制度の解説や用語の整理等、ガイダンスの一部が下記のとおり改正された。

主な改正事項は以下のとおり。

＜令和2年改正法関係＞

○仮名加工情報、漏えい等報告等について、事業者に求められる事項の解説等

＜令和3年改正法関係＞

○医療分野・学術分野の規律を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることとなることを踏まえたガイダンスの適用関係の明記

○学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化されることを踏まえた、学術研究に係る例外規定に関する解説の追記等

＜その他＞

○下記の事務連絡等において示した内容の反映等

・「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」（令和2年4月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

・「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」（令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

・「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関する「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」の更新（令和3年6月）

（4）医療事故調査・支援センター「2021年 年報」の公表について

医療事故調査制度は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施し、当該センターは再発の防止に関する普及開発を行っている。

今般、標記が公表されたので、ご確認・ご活用願いたい。

詳細は、医療事故調査・支援センターHP参照

https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/index.php?content_id=2

（5）医療事故の再発防止に向けた提言第16号の公表について

今般、日本医療安全調査機構から医療事故の再発防止に向けた提言として、下記についての死亡事例の分析が公表されたので、同様の事例の再発防止および発生未然防止のため活用されたい。

第16号：頸部手術に起因した気道閉塞に係る死亡事例の分析

<https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>

（6）医療事故情報収集等事業「第68回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集分析事業 第26回報告書」の公表について

今般、標記報告書について、日本医療機能評価機構より公表された。同様の事例の再発防止および発生未然防止のため、標記報告書を活用されたい。

なお、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業で令和3年7月1日から令和3年12月31日までに報告された件数は72,178件となり、そのうち「調剤」の事例は12,182件、「疑義照会」の事例は59,873件あり、医療安全に資する事例の報告が増えている。同様の事例の再発防止および発生未然防止のため、標記報告書を活用されたい。

詳細は（公財）日本医療機能評価機構HPに掲載

医療事故情報収集等事業HP <http://www.med-safe.jp/>

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業HP <http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>

(7) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2 版」の策定について

令和3年1月にガイドライン第5.1版が策定されたところだが、ガイドライン第5.1版の公表以降、医療等分野及び医療情報システムに対するサイバー攻撃の一層の多様化・巧妙化が進み、医療機関等における診療業務等に大きな影響が生じている被害が見られる。

については、今般、ランサムウェアによる攻撃への対応としてのバックアップのあり方等の対策を示す、電子署名に関する記載を整理するなどの所要の改定を行った。

詳細は、厚生労働省 HP を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html

[生涯教育]

(1) 令和3年度日本医師会生涯教育制度への申告について

標記について、5月初旬に本会から各会員宛に令和3年度の取得単位票および申告意思確認書を送付するので、その際に受講記録を確認のうえ、一括申告に同意いただきたい。

なお、日医雑誌3月号に同封されている申告書類を用いて直接日医へ申告しないようお願いしたい。

【保険部】

[医療保険]

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その69）

【日医常任理事通知（保329）】

（県医師会報4月号の46ページに掲載済）

(2) 令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

【日医常任理事通知（保332）】

（県医師会報4月号の46～47ページに主なものを掲載済）

(3) 疑義解釈資料（その3）について 【日医発第204号】

（県医師会報5月号に掲載予定）

(4) 疑義解釈資料（その4）について 【日医発第227号】

（県医師会報5月号に掲載予定）

(5) 令和4年度診療報酬改定に係る通知について 【日医常任理事通知（保324）】

（県医師会報4月号の52～76ページに掲載済）

- ①「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

参考：令和2年4月版医科点数表の解釈1691～1729ページ

- ②「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

参考：令和2年4月版医科点数表の解釈1723～1729ページ

(6) 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

（3月25日付け 保医発0325第1号 厚生労働省保険局医療課長通知）

※レセプト、請求書の様式（社保・国保）→現時点では変更の連絡無し

(7) 最適使用推進ガイドライン関連通知の読替えに伴う留意事項通知の取扱いについて

【日医発第 152 号】

(県医師会報 5 月号に掲載予定)

(8) 令和 4 年度労災診療費算定基準の一部改定について 【日医発第 104 号】

(県医師会報 4 月号の 49 ページ及び 50～51 ページに掲載済)

(9) 疑義解釈資料 (その 101) について 【日医常任理事通知 (保 330)】

(県医師会報 4 月号の 47 ページに掲載済)

(10) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤 (キイトルーダ点滴静注) に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について 【日医発第 942 号 (保 313) (地 539)】

(県医師会報 4 月号の 47～48 ページに掲載済)

(11) 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて (不妊治療薬) 【日医発第 161 号】

(県医師会報 5 月号に掲載予定)

(12) 不妊治療で使用する医薬品の保険給付上の取扱いについて 【日医発第 160 号】

(県医師会報 5 月号に掲載予定)

(13) 医療機器の保険適用について (4 月 1 日保険適用分) 及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 151 号】【日医発第 177 号】

(14) 疑義解釈資料 (その 100) について 【日医常任理事通知 (保 321)】

※インフルエンザウイルス抗原定性、新型コロナウイルス抗原検出 (定性) 関係

(15) 疑義解釈資料 (その 2) について 【日医発第 207 号】

※新型コロナウイルス核酸検出関係

(16) 疑義解釈資料 (その 5) について 【日医発第 255 号】

※新型コロナウイルス抗原検出 (定性) 関係

(17) 「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について (第 2 報)

【日医発第 249 号】

第 1 報は県医師会報 4 月号の 48～49 ページに掲載済)

(18) ゴールデンウィークに係る長期投与について

(県医師会報 4 月号の 83 ページに掲載済)

・長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1 回 14 日分を限度とされて いる内服薬又は外用薬についても、旅程その他の事情を

考慮し、必要最小限の範囲において、1回 30 日分を限度として投与して差し支えない、とされている

- ・「長期の旅行等特殊の事情」とは、①連休（ゴールデンウィークに限る）、②海外への渡航（国内長期旅行は認められない）、③年末年始 を指す

(19) 滋賀県国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金割合・被保険者証有効期限等一覧表について

- ・例年、国保連合会が作成している標記一覧表については、国保連合会から各医療機関あてに直送される予定（5月2日の増減点返戻通知書等発送時に同封）

(20) 社保支払基金滋賀支部における、令和4年度 診療報酬請求書等の受付締切日、診療報酬請求書等の返戻分等の発送予定日、診療報酬等の支払予定日について

（県医師会報4月号の84ページに掲載済）

(21) 滋賀県国保連合会における、令和4年度 診療報酬請求書等の受付締切日、診療報酬請求書等の返戻分等の発送予定日について

（県医師会報4月号の85ページに掲載済）

(22) 全国土木建築国民健康保険組合における被保険者証の更新について

（県医師会報4月号の49ページに掲載済）

〔その他〕

(23) 資格関係誤りレセプトの発生防止について

- ・例年3月から4月にかけては、保険者の解散・合併、患者の就職・退職等で資格の変更が多くなる。単なるレセコンデータの入力誤りだけではなく、窓口で「保険証の確認」を行い、診療録等への転記を行っていても、レセコンデータの修正をせずに保険請求されている例が例年見受けられるので、十分ご留意願いたい

(24) 各種施設基準の届出について

- ・開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい

☆施設基準等の届出書提出先・問い合わせ先

近畿厚生局滋賀事務所審査課

〒520-0044 大津市京町三丁目1-1 大津びわ湖合同庁舎6階

TEL077-526-8114

【公衆衛生部】

【地域保健】

- (1) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5.1版）」について
本年3月22日付けで標記指針が改訂された。

＜改定の主な内容＞

- ・発症 9 日目以内の有症状者における抗原定性検査に唾液検体を追加
詳細は、厚生労働省 HP を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914399.pdf>

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第 7.1 版）」について

本年 3 月 25 日付けで標記手引きが改訂された。

＜同手引きにおいて今回更新された事項＞

- ・別添 臨時接種実施要領
 - ・様式 4-5-9「新型コロナワクチン接種費等 過誤返戻依頼書」：回数欄について 3 回目接種を追記できる様式に修正
- 詳細は、厚生労働省 HP を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000868868.pdf>

(3) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第 7.1 版」について

本年 3 月 31 日付けで標記手引きが改訂された。

＜改訂のポイント＞

①病原体・疫学

- オミクロン株について更新
- 国内発生状況を更新

②臨床像

- 小児分野のエビデンスを更新

③症例定義・診断・届出

- 各種検査の特徴の表を「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針 第 5.1 版」に準じて更新

⑤薬物療法

- レムデシビル

2022 年 3 月 18 日の添付文書改訂による軽症患者への適応拡大、投与時の注意について更新

- 中和抗体薬（ソトロビマブ、カシリビマブ／イムデビマブ）
オミクロン株についてのエビデンスを追加

⑥院内感染対策

- 医療従事者が濃厚接触者となった場合の考え方について事務連絡「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（2021.8.13 発出、2022.3.16 一部改正）」の内容を更新
- 軽症・中等症患者を対象とした治療薬の主な臨床試験を更新

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われている。

【新型コロナウイルス関連感染症（日本医師会）（随時更新）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

①新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン（令和 3 年 12 月改訂）

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/a_guidelines.pdf

【医療関係通知（厚生労働省）（随時更新）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/

①医療機関向け情報（治療ガイドライン、臨床研究など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html

【医療関係通知（滋賀県）（随時更新）】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuu/hukushi/>

(5) VRSタブレットに送付される詐欺等につながる恐れがあるメッセージについて

ワクチン接種記録システム（VRS）への接種記録の登録に用いるタブレットのSMS（ショートメッセージ機能）に不審なメッセージが届く事案が報告された。メッセージ内のリンクをタップすると詐欺等の被害につながる恐れがあるのでご注意願いたい。

なお、不審なメッセージが届いた場合は記載されている連絡先やURLなどをタップすることなくメッセージを削除していただきたい。判断に迷うような場合はタブレット裏面に記載のヘルプデスク宛てに問合せ願いたい。

【報告があった事案の概要】

VRS タブレットのメッセージアプリに対して「お客様サポートセンターです。確認事項がございます。本日中にご連絡ください。03-****-****」というメッセージが届いた。

※VRS用のタブレット端末に対しては、パスワード発行のため以外でメッセージを送信することはない。また、ヘルプデスクから VRS用のタブレット端末に対してメッセージを送信することもない。

(6) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る研修会の動画配信について

今般、厚生労働省から、去る令和4年3月13日に開催の研修会の動画が配信された。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関等において、様々な診療科の医師が連携して診療を行う必要があることから、協力医療機関の医師等に加えて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を行う医師や接種後に生じた症状の診療に携わる医師等にもご覧いただきたい。

動画URL <https://youtu.be/0oQ9xhpggho>

※研修会の中で紹介する“診療マニュアル”は、追って示される。

(7) 協会けんぽが実施する生活習慣病にかかる重症化予防事業の推進について

全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」）が実施している35 歳以上75 歳未満の被保険者を対象にした「生活習慣病予防健診」を受診した者のうち、血圧値・血糖値が要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対して、かかりつけ医への受診勧奨を実施している。本年10月から新たな基準としてLDLコレステロール値が追加される。なお、協会けんぽは、受診勧奨が該当された方々に対して、医療機関に受診する際に、健診結果又は協会けんぽから届いた通知を持参するよう案内するとのことである。ご了承ください。

(8) 科学的介護情報システム（LIFE）の受託事業者変更に伴うお問い合わせフォーム等の一部機能の停止及び今後の対応について

令和4年4月1日から科学的介護情報システム（LIFE）の受託事業者の変更に伴い、お問い合わせフォームが一時閉鎖され、受付再開は5月中旬の見込みである。

なお、お問い合わせフォームの一時停止等により、LIFE へのデータ提出が困難となった場合については、「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能である。

詳細は、LIFE ホームページを参照

<https://life.mhlw.go.jp/login>

[救 急 災 害]

(1) 新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアルについて

日本医師会では、避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とし、平時の事前準備に加え、新型コロナウイルス感染症の流行下における災害に対する備えや、避難

所運営の注意点をまとめた「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」を作成した。

日医 HP 上にて公開されたので、ご確認願いたい。

詳細は、日本医師会 HP 医師のみなさまへ「災害医療対策について」参照

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/002049.html

【小児保健部】

[学 校 保 健]

(1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」について

令和4年3月時点での最新の知見に基づき、本年4月1日付けで標記マニュアルが改訂された。

＜改訂の主な内容＞

- ①児童生徒等の感染状況について、文部科学省等から公表しているデータに基づき更新
 - ・すべての学校種を通じて「感染経路不明」が最も高い割合。次いで「家庭内感染」が多い。
 - ・「学校内感染」の経路の内訳は、幼稚園や小学校では「同一クラス」の事例が大半。中学校や高等学校では「同一部活動」の割合が高い。
- ②子供への感染に係る特徴の更新
 - ・小児例は無症状者／軽症者が多いが、重篤な基礎疾患を有する場合は重症化に注意。
 - ・重症化、死亡の割合は若者は低い傾向。
 - ・オミクロン株は再感染リスクの増加、ワクチンの効果を弱める可能性がある一方、入院リスクや重症化リスクは低い可能性。
- ③地域ごとの行動基準の設定の考え方の明示
学校に関する感染レベルを判断する際、年代により異なる感染状況等を踏まえ、地域全体の感染レベルとは別に判断することが考えられることを明示。
- ④児童生徒等が登校しない場合の修正・追記
 - ・同居家族に症状がある場合の登校について、「レベル3及びレベル2の地域では、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合」と修正。
 - ・軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断。
 - ・濃厚接触者に特定されない場合であっても、感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等の出席停止等を明記。
 - ・濃厚接触者や行政検査の対象者と同居している場合等について特段登校を控えることを求める必要はないことなどの明記。
- ⑤儀式的行事や部活動等、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の追記
- ⑥濃厚接触者の特定等の重点化を踏まえた修正・追記
- ⑦地域住民や保護者等への情報提供について追記
- ⑧寮や寄宿舎における感染症対策の修正

詳細は、本部科学省HPを参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html?msclkid=dc27113db93d11ecbd8381af601adb7e

4、ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

3/29（火）【小児用5歳～11歳】新型コロナワクチン接種依頼の受付開始について

3/29（火）ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る研修会の動画配信と診療マニュアルについて

3/29（火）HPVワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットについて

4/1（金）【小児用5歳～11歳】新型コロナワクチン接種依頼 申込締切日変更のお知らせ

- 4/1（金）疑義解釈資料の送付について（その1）
- 4/1（金）外来感染対策向上加算について
- 4/1（金）外来感染対策向上加算等に係る連携医療機関について
- 4/4（月）【大津赤十字病院】ご紹介患者さま担当医師名一覧表 4月
- 4/4（月）「新型コロナウイルス感染症（COVID -19）診療の手引き・第7.1版」の周知について
- 4/7（木）【滋賀県医師会発】外来感染対策向上加算に係る届出書の記載雛形について
- 4/12（火）【滋賀県医師会発】外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類作成要領_雛形・疑義解釈その1から抜粋
- 4/13（水）【機密性2】HPVワクチン接種後症状に関する診療マニュアル公開のお知らせ
- 4/18（月）疑義解釈資料の送付について（その4）
- 4/18（月）令和4年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（周知）
- 4/19（火）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の供給の役割を担う薬局について
- 4/19（火）成長戦略フォローアップへの対応について
- 4/25（月）「新型コロナウイルス感染症のPCR検査等における精度管理マニュアル」について（周知）
- 4/26（火）新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について（疑義応答集の追加等）

5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内……………（総務資料 17） p. 45

6、滋賀県医師会 4月以降 行事予定表……………（総務資料 18） p. 46

第222回定例代議員会の開催について

日 時 令和4年6月16日（木）14：30～

場 所 琵琶湖ホテル

議 事 ①令和3年度事業報告について

②令和3年度収支決算について

（※感染状況によっては書面表決方式に変更）

7、当医師会の5月行事予定表……………（総務資料 19） p. 50

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. ドクターグループ生命共済制度のご案内

令和4年6月1日より、新しく発足された一般社団法人全国医師厚生会の団体契約である「ドクターグループ生命共済制度」の新規取り扱いを開始いたします。商品の特長としては、万が一の時に最大6,000万円まで備えることが出来る死亡保険です。団体保険の割引が適用されることで、割安な掛金となっておりますので、この機会にご加入をご検討ください。

なお、現在「大型グループ生命共済制度」にご加入の皆様は当制度へ移行されます。保険料には変更はございませんが、一部改定がございますので、詳しくは4月中旬に加入者宛にお送りしておりますご案内をご確認ください。

2. 医療用品カタログ『MEDICAL SUPPLY GooDs』オンラインショップリニューアル！

3月28日から、GooDsのオンラインショップがリニューアルオープンしております。リニューアル後はスマートフォン・タブレット注文にも対応しており、いつでもどこでも気軽にご注文ができるようになりました。

また、文字も大きく見やすくなり、商品の詳細についても説明動画や取扱説明書を添付するなど、わかりやすく改善しています。WEB限定の取扱い商品も増えておりますので是非一度ご覧ください。

3. ゴールデンウィークのご注文について

医療用品カタログ『MEDICAL SUPPLY GooDs』の取扱いについては下記のとおりとなります。

お急ぎのご購入については余裕をもってご利用いただきますようお願いいたします。

ご注文日		受付日
4月28日（木）	15時まで	通常受付（当日受付）
	15時以降	5月2日（月）受付
5月2日（月）	15時まで	通常受付（当日受付）
	15時以降	5月6日（金）受付
5月6日（金）	15時まで	通常受付（当日受付）
	15時以降	5月9日（月）受付

4. 組合員および地域医師会への還元について（報告）

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のような福利厚生事業等を実施することができなかったため、次の事業を実施することで還元を行いました。

- 前年度と同様に、組合員の皆様に福利厚生支援金として一律1万円を支給
- 前年度と同様に、地域医師会へ組合員数等に応じて総額約240万円をお支払い
- 大規模災害等への備えとして、組合員の皆様に「防災非常用持出しセット」を贈呈

今年度も引き続き、皆様のご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

草 年 発 第 4 4 6 号
栗 保 年 第 1 7 6 号
令和 4 年 4 月 2 6 日

草津栗東医師会

会長 中嶋 康彦 様

草津市長 橋川 渉
栗東市長 野村 昌弘
(公 印 省 略)

子ども医療費助成制度の改正について（依頼）

麗春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろから両市行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、両市が実施しております子ども医療費助成制度につきましては、現在、小学1～3年生の通院および入院に係る医療費を現物給付により、小学4年生～中学3年生までの入院に係る医療費を償還払により助成しております。

この度、さらなる子育て支援を図る観点から、両市ともに令和4年10月1日付で現行制度を改正し、小学4～6年生（当該年度中に満10歳・11歳・12歳に到達する人）の通院および入院に係る医療費についても現物給付による助成を行うよう、助成対象を拡大することといたしました。

つきましては、誠にお手数をお掛けいたしますが、貴会員様への周知につき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 改正後の制度開始時期 令和4年10月1日

2. 制度改正により新たに助成対象となる方

市内に住所がある小学4年生から小学6年生（9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある方）。

*草津市では約4,200人、栗東市では約2,000人が新たに助成対象となる見込です。

*他の事由（心身障害者（児）、ひとり親家庭等）により各市が行う医療費助成の対象となる方は除きます。

3. 助成内容（制度拡大分）

○通院医療費：医療保険適用医療費の患者負担分から、自己負担金（※）を除いた額を助成

※自己負担金…1診療報酬明細書当たり500円

（ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○入院医療費：医療保険適用医療費の患者負担分を助成

*助成方法等の詳細につきましては、別添資料をご覧ください。

（裏面へ続く）

【各市連絡先】

草 津 市			
担 当 部 署	健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係		
担当者	所属長：堀江 俊介		
	担 当：藤澤めぐみ		
電 話	077-561-6975	FAX	077-561-2480
E-mail	honen@city.kusatsu.lg.jp		

栗 東 市			
担 当 部 署	健康福祉部 保険年金課 福祉医療係		
担当者	所属長：山元 隆		
	担 当：飯田 朋子		
電 話	077-551-0316	FAX	077-553-0250
E-mail	hokennenkin@city.ritto.lg.jp		

【草津市】子ども医療費助成制度の拡大について（小学4～6年生への医療費助成）

草津市では現在、小学1～3年生の通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）により助成し、小学4年生～中学3年生については入院医療費に係る医療費を償還払で助成しています。**令和4年10月から次のとおり助成対象を拡大します。**

- ① **小学4～6年生（年度内に満10～12歳になる人）**について、**通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）で助成します。**（小学1～3年生と同内容）
- ② **心身障害者（児）・ひとり親家庭として助成対象になる方で、市民税課税世帯に属する小学4～6年生**について、**①と同様の助成を行います。**
（現在は通院・入院とも自己負担有で助成しています。**詳細は裏面をご覧ください。**）

現行制度		
年齢	通院助成	入院助成
15歳（中3）	助成なし	償還払 （自己負担無）
14歳（中2）		
13歳（中1）		
12歳（小6）		
11歳（小5）		
10歳（小4）		
9歳（小3）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
8歳（小2）		
7歳（小1）		
6歳（小0）		



令和4年10月診療分から		
年齢	通院助成	入院助成
15歳（中3）	助成なし	償還払 （自己負担無）
14歳（中2）		
13歳（中1）		
12歳（小6）		
11歳（小5）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
10歳（小4）		
9歳（小3）		
8歳（小2）		
7歳（小1）		
6歳（小0）		



- ・償還払：医療機関での支払後に市役所に申請し、医療費の助成を受ける方法
- ・現物給付：医療機関の窓口で受給券を提示し、保険診療分の医療費の助成を受ける方法

○福祉番号：小学1～3年生の福祉番号と同じ「**40259061**」（**当該番号の対象年齢を小学6年生まで拡大**）

○受給券の有効期間

満7歳に到達する年度の初日から、満12歳に到達する年度の末日
（令和4年度に新たに小学4～6年生になる方のみ、令和4年10月1日が有効期間の始期となります。）

○自己負担金

入院：無 通院：有・・・1診療報酬明細書あたり500円（ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○対象者には、**オレンジ色の受給券**を交付します。約4,200人が対象となる見込みです。

○8月中に申請書を対象者に送付し、申請があった方に9月に受給券を送付します。

※心身障害者（児）・ひとり親家庭として福祉医療助成を受けている方（ピンクの受給券を既にお持ちの方）については、オレンジの受給券は交付せず、ピンクの受給券を引き続きご利用いただきます。

受給券イメージ（子ども医療）

滋賀県内のみ有効			
福祉医療費受給券（子ども医療）			
福祉番号	40259061	受給者番号	15*****
居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地		
氏名	草津 花子		女
生年月日	平成24年4月2日		
有効期間	令和4年10月1日から 令和7年3月31日まで		
発行機関及び印	滋賀県草津市長 印		
交付年月日	令和4年10月1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有：1診療報酬明細書あたり500円 （ただし、調剤診療報酬明細書には適用しない）	

令和4年度 新小学4年生の例。実際の文字色は黒です。

【草津市】心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成対象となる方のうち、小学4～6年生について

心身障害者(児) または ひとり親家庭 として助成対象となる方のうち、**市民税課税世帯に属する小学4～6年生(約300人)**について、**10月から「通院のみ自己負担有」での助成**を行います。
【10月以降、入院に係る自己負担(日額1,000円、月額14,000円まで)も含めて市が助成することで、入院に係る保険診療分の患者負担は無しとなります】

草津市 福祉番号一覧(心身障害者(児)・ひとり親家庭のみ)

制度区分	福祉番号	自己負担		対象者の状況 《現行制度》
		入院	通院	
心身障害者(児) 【県制度】	41250069	無	無	非課税世帯
	41251067	有	有	課税世帯(小学4年生以上)
	41253063	無	有	課税世帯(小学1～3年生)
心身障害者(児) 【市制度】	47250063	無	無	非課税世帯
	47253067	有	有	課税世帯(小学4年生以上)
	47254065	無	有	課税世帯(小学1～3年生)
母子家庭 【県制度】	43250067	無	無	非課税世帯
	43251065	有	有	課税世帯(小学4年生以上)
	43253061	無	有	課税世帯(小学1～3年生)
父子家庭 【県制度】	44250066	無	無	非課税世帯
	44251064	有	有	課税世帯(小学4年生以上)
	44253060	無	有	課税世帯(小学1～3年生)

対象者の状況 《令和4年10月から》
非課税世帯
課税世帯(中学生以上)
課税世帯(小学生)
非課税世帯
課税世帯(中学生以上)
課税世帯(小学生)
非課税世帯
課税世帯(中学生以上)
課税世帯(小学生)

○対象要件に変更が生じる福祉番号

・課税世帯の小学1～3年生を対象としている福祉番号
(**41253063、47254065、43253061、44253060**) の
対象年齢を、10月から6年生まで拡大します。

○受給券の有効期間

・心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成を受けている方で、
令和4年度に新たに小学4～6年生になる方(課税世帯)には、9月に、
令和4年10月1日を有効期限の始期とした受給券を交付します。

・下記の例は小学4年生ですが、小学6年生は令和5年3月31日が
有効期間の終期となります。
令和5年4月1日以降は、「課税世帯(中学生以上)」の福祉番号の
券を交付し、使用いただきます。



課税世帯の小学4～6年生の受給券イメージ(令和4年度 4年生の例)

○心身障害者(児)《県制度》

滋賀県内のみ有効					
福祉医療費受給券					
福祉番号	41253063	受給者番号	*****		
受給者	居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地			
	氏名	草津 一郎	男		
	生年月日	平成24年4月2日			
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで				
発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印				
交付年月日	令和4年10月1日				
自己負担金	入院	無			
	通院	有:1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)			

○心身障害者(児)《市制度》

滋賀県内のみ有効					
福祉医療費受給券					
福祉番号	47254065	受給者番号	*****		
受給者	居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地			
	氏名	草津 次郎	男		
	生年月日	平成24年4月2日			
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで				
発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印				
交付年月日	令和4年10月1日				
自己負担金	入院	無			
	通院	有:1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)			

○母子家庭《県制度》

滋賀県内のみ有効					
福祉医療費受給券					
福祉番号	43253061	受給者番号	*****		
受給者	居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地			
	氏名	草津 花子	女		
	生年月日	平成24年4月2日			
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで				
発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印				
交付年月日	令和4年10月1日				
自己負担金	入院	無			
	通院	有:1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)			

○父子家庭《県制度》

滋賀県内のみ有効					
福祉医療費受給券					
福祉番号	44253060	受給者番号	*****		
受給者	居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地			
	氏名	草津 三郎	男		
	生年月日	平成24年4月2日			
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで				
発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印				
交付年月日	令和4年10月1日				
自己負担金	入院	無			
	通院	有:1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)			

お問い合わせ先

草津市 健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係

TEL:077-561-6975

FAX:077-561-2480

E-mail: honen@city.kusatsu.lg.jp

【栗東市】子ども医療費助成制度の拡大について（小学4～6年生への医療費助成）

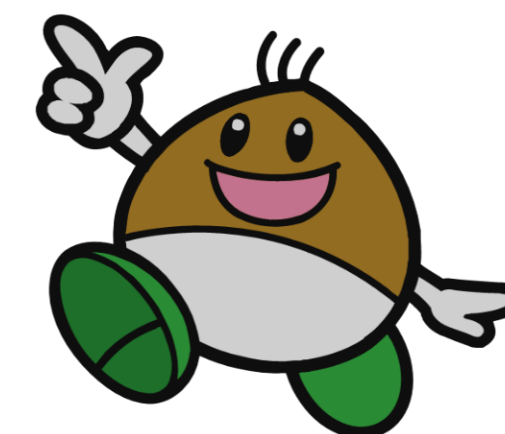
栗東市では現在、小学1～3年生の通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）により助成し、小学4年生～中学3年生については入院医療費に係る医療費を償還払で助成しています。**令和4年10月から次のとおり助成対象を拡大します。**

- ①小学4～6年生（年度内に満10～12歳になる人）について、**通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）で助成します。**（小学1～3年生と同内容）
- ②心身障害者（児）・ひとり親家庭として助成対象になる方で、**市民税課税世帯に属する小学4～6年生**について、①と同様の助成を行います。
（現在は通院・入院とも自己負担有で助成しています。**詳細は裏面をご覧ください。**）

現行制度		
年齢	通院助成	入院助成
15歳（中3）	助成なし	償還払 （自己負担無）
14歳（中2）		
13歳（中1）		
12歳（小6）		
11歳（小5）		
10歳（小4）		
9歳（小3）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
8歳（小2）		
7歳（小1）		



令和4年10月診療分から		
年齢	通院助成	入院助成
15歳（中3）	助成なし	償還払 （自己負担無）
14歳（中2）		
13歳（中1）		
12歳（小6）	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
11歳（小5）		
10歳（小4）		
9歳（小3）		
8歳（小2）		
7歳（小1）		



- ・償還払：医療機関での支払後に市役所に申請し、医療費の助成を受ける方法
- ・現物給付：医療機関の窓口で受給券を提示し、保険診療分の医療費の助成を受ける方法

○福祉番号：小学1～3年生の福祉番号と同じ「**40259525**」（**当該番号の対象年齢を小学6年生まで拡大**）

○受給券の有効期間

満7歳に到達する年度の初日から、満12歳に到達する年度の末日
（令和4年度に新たに小学4～6年生になる方のみ、令和4年10月1日が有効期間の始期となります。）

○自己負担金

入院：無 通院：有・・・1診療報酬明細書当たり500円（ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○対象者には、**オレンジ色の受給券**を交付します。約2,000人が対象となる見込みです。

○8月中に申請書を対象者に送付し、申請があった方に9月に受給券を送付します。

※心身障害者（児）・ひとり親家庭として福祉医療助成を受けている方（ピンクの受給券を既にお持ちの方）については、オレンジの受給券は交付せず、ピンクの受給券を引き続きご利用いただきます。

受給券イメージ（子ども医療）

滋賀県内のみ有効			
福 福祉医療費受給券（子ども医療）			
福祉番号	40259525	受給者番号	*****
受給者	居住地	620-30** 栗東市*****	
	氏名	栗東 花子 女	
	生 年 月 日	**年**月**日	
有効期間	令和4年 10月 1日 から 令和7年 3月 31日 まで		
発行機関の長及び印	栗東市長 （印）		
交付年月日	令和4年 10月 1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有：1診療報酬明細書当たり 500円 （ただし、調剤報酬明細書には適用しない）	

令和4年度 新小学4年生の例。実際の文字色は黒です。

【栗東市】心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成対象となる方のうち、小学4～6年生について

心身障害者(児) または ひとり親家庭 として助成対象となる方のうち、**市民税課税世帯に属する小学4～6年生(約100人)**について、**10月から「通院のみ自己負担有」での助成**を行います。
 【10月以降、入院に係る自己負担(日額1,000円、月額14,000円まで)も含めて市が助成することで、入院に係る保険診療分の患者負担は無しとなります】

栗東市 福祉番号一覧(心身障害者(児)・ひとり親家庭のみ)

制度区分	福祉番号	自己負担 入院 通院	対象者の状況 《現行制度》
心身障害者(児) 【県制度】	41250523	無 無	非課税世帯
	41251521	有 有	課税世帯(小学4年生以上)
	41253527	無 有	課税世帯(小学1～3年生)
心身障害者(児) 【市制度】	47250527	無 無	非課税世帯
	47253521	有 有	課税世帯(小学4年生以上)
	47254529	無 有	課税世帯(小学1～3年生)
母子家庭 【県制度】	43250521	無 無	非課税世帯
	43251529	有 有	課税世帯(小学4年生以上)
	43253525	無 有	課税世帯(小学1～3年生)
父子家庭 【県制度】	44250520	無 無	非課税世帯
	44251528	有 有	課税世帯(小学4年生以上)
	44253524	無 有	課税世帯(小学1～3年生)

対象者の状況 《令和4年10月から》
非課税世帯
課税世帯(中学生以上)
課税世帯(小学生)
非課税世帯
課税世帯(中学生以上)
課税世帯(小学生)
非課税世帯
課税世帯(中学生以上)
課税世帯(小学生)

○対象要件に変更が生じる福祉番号

・課税世帯の小学1～3年生を対象としている福祉番号
**(41253527、47254529、43253525、44253524) の
 対象年齢を、10月から6年生まで拡大します。**



○受給券の有効期間

・心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成を受けている方で、
 令和4年度に新たに小学4～6年生になる方(課税世帯)には、9月に、
 令和4年10月1日を有効期限の始期とした受給券を交付します。

・下記の例は小学4年生ですが、小学6年生は令和5年3月31日が
 有効期間の終期となります。
 令和5年4月1日以降は、「課税世帯(中学生以上)」の福祉番号の
 券を交付し、使用いただきます。

課税世帯の小学4～6年生の受給券イメージ(令和4年度 4年生の例)

○心身障害者(児)《県制度》

滋賀県内のみ有効			
福 福祉医療費受給券			
福祉番号	41253527	受給者番号	*****
居住地	520-30** 栗東市*****		
氏名	栗東 一郎		男
生 年 月 日	**年**月**日		
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで		
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)		
交付年月日	令和4年10月1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	

○心身障害者(児)《市制度》

滋賀県内のみ有効			
福 福祉医療費受給券			
福祉番号	47254529	受給者番号	*****
居住地	520-30** 栗東市*****		
氏名	栗東 次郎		男
生 年 月 日	**年**月**日		
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで		
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)		
交付年月日	令和4年10月1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	

○母子家庭《県制度》

滋賀県内のみ有効			
福 福祉医療費受給券			
福祉番号	43253525	受給者番号	*****
居住地	520-30** 栗東市*****		
氏名	栗東 花子		女
生 年 月 日	**年**月**日		
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで		
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)		
交付年月日	令和4年10月1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	

○父子家庭《県制度》

滋賀県内のみ有効			
福 福祉医療費受給券			
福祉番号	44253524	受給者番号	*****
居住地	520-30** 栗東市*****		
氏名	栗東 三郎		男
生 年 月 日	**年**月**日		
有効期間	令和4年10月1日から 令和5年7月31日まで		
発行機関の長及び印	栗東市長 (印)		
交付年月日	令和4年10月1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	

お問い合わせ先 栗東市 健康福祉部 保険年金課 福祉医療係 TEL:077-551-0316 FAX:077-553-0250 E-mail: hokennenkin@city.ritto.lg.jp

草津栗東医師会長調整事項（2022. 4. 20）

草津市新型コロナウイルスワクチン対策室

1. 集団接種終了の報告（別添資料のとおり）

- ・別添資料のとおり（3回目一般、初回小児ともに、5月をもって集団接種終了）
- ・現在の接種率については、別添資料のとおり

2. 個別接種について

- ・1～3回目一般接種

（現在） 6月30日（木）まで

※今後、意向調査予定（5月頃）

- ・小児接種

（現在） 6月10日（金）まで

（変更後）9月30日（金）まで

※接種期間延長に伴い、意向調査予定（4月下旬）

新型コロナウイルスワクチン集団接種の終了について

令和4年4月20日

草津市新型コロナウイルスワクチン対策室

市が運営する新型コロナウイルスワクチンの集団接種（会場：エスクエア SARA 北館（西渋川一丁目））は、5月末をもって終了します。

地域医療機関での接種は継続し、新たな接種対象者など、1回目から3回目の接種を希望する人を対象として接種を実施します。

区分		年齢	接種最終日	予約可能日
集団接種	3 回目接種	①18 歳以上	5 月 2 7 日（金）	5 月 2 5 日（水）まで
		②12～17 歳	5 月 2 8 日（土）	5 月 2 6 日（木）まで
	2 回目接種のみ	③5～11 歳	5 月 2 1 日（土）	5 月 1 9 日（木）まで
個別接種	1～3 回目接種	④1～2 回目は5 歳以上、3 回目は 12 歳以上	6 月以降も継続（土・日曜日実施医療機関有） （5～11 歳は 7 医療機関、12 歳以上は 32 医療機関）	

※使用ワクチンは、①はモデルナ社、②④はファイザー社、③は小児用ファイザー社

R4新型コロナウイルスワクチン集団接種予定表(3回目等)

R4.4.15現在

① エ イ ス ク エ ア	4月					5月					
	主に64歳以下・5～11歳(初回)					主に64歳以下・5～11歳(初回)					
	日程	曜	モデルナ (追加接種)	5～11歳 (初回)	計	日程	曜	モデルナ (追加接種)	5～11歳 (初回)	ファイザー 12-17歳	計
	4月1日	金	640		640	5月1日	日				
	4月2日	土		300	300	5月2日	月				
	4月3日	日				5月3日	火				
	4月4日	月				5月4日	水				
	4月5日	火				5月5日	木				
	4月6日	水				5月6日	金	640			640
	4月7日	木	640		640	5月7日	土				
	4月8日	金	640		640	5月8日	日				
	4月9日	土		300	300	5月9日	月				
	4月10日	日				5月10日	火				
	4月11日	月				5月11日	水				
	4月12日	火				5月12日	木				
	4月13日	水				5月13日	金	640			640
	4月14日	木	640		640	5月14日	土			768	768
	4月15日	金	640		640	5月15日	日				
	4月16日	土		300	300	5月16日	月				
	4月17日	日				5月17日	火	休館日			
	4月18日	月				5月18日	水				
	4月19日	火				5月19日	木				
	4月20日	水				5月20日	金	640			640
	4月21日	木				5月21日	土		300		300
	4月22日	金	640		640	5月22日	日				
	4月23日	土		300	300	5月23日	月				
	4月24日	日				5月24日	火				
	4月25日	月				5月25日	水				
	4月26日	火				5月26日	木				
	4月27日	水				5月27日	金	640			640
	4月28日	木				5月28日	土			768	768
	4月29日	金				5月29日	日				
	4月30日	土		300	300	5月30日	月				
						5月31日	火				
	月計		3,840	1,500	5,340	月計		2,560	300	1,536	4,396
	累計(1月-)		24,408	2,100	26,508	累計(1月-)		26,968	2,400	1,536	30,904

② フ ェ リ エ 南 草 津	4月									
	日程	曜	モデルナ (追加接種)	ファイザー 12-17歳	計					
	日程	曜	モデルナ (追加接種)	ファイザー 12-17歳	計					
	4月1日	金	640		640					
	4月2日	土	768		768					
	4月3日	日								
	4月4日	月								
	4月5日	火								
	4月6日	水								
	4月7日	木								
	4月8日	金	640		640					
	4月9日	土	768		768					
	4月10日	日								
	4月11日	月								
	4月12日	火								
	4月13日	水								
	4月14日	木								
	4月15日	金	640		640					
	4月16日	土	768		768					
	4月17日	日								
	4月18日	月								
	4月19日	火								
	4月20日	水								
	4月21日	木								
	4月22日	金		640	640					
	4月23日	土		768	768					
	4月24日	日								
	4月25日	月								
	4月26日	火								
	4月27日	水								
	4月28日	木								
	4月29日	金								
	4月30日	土								
						総接種予定件数	モデルナ (追加接種)	5～11歳 (初回)	ファイザー 12-17歳	計
	月計		4,224	1,408	5,632	累計(1月-)	52,864	2,400	2,944	58,208
	累計(1月-)		25,896	1,408	30,104					

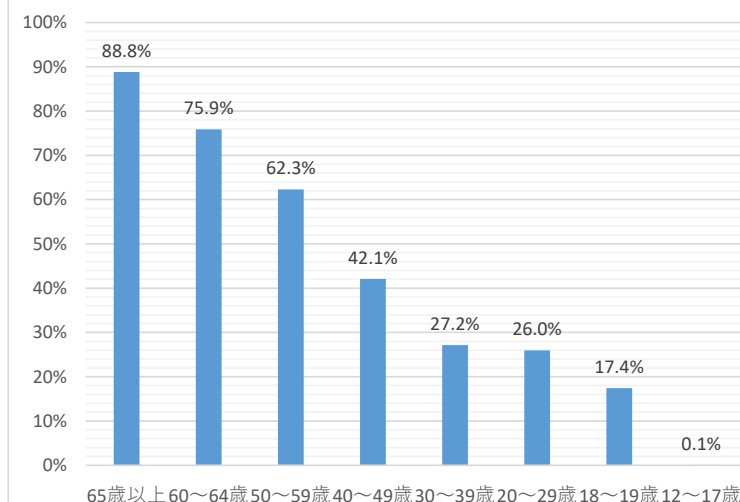
草津市新型コロナウイルスワクチン接種実績等（R4.4.14時点）

年齢	人口 a	1回目		2回目		3回目		
		接種者 b	接種率 (人口比) b/a	接種者 c	接種率 (人口比) c/a	接種者 d	接種率 (人口比) d/a	2回目済に 対する割合 d/c
65歳以上	31,107	29,676	95.4%	29,541	95.0%	27,633	88.8%	93.54%
60～64歳	6,437	5,917	91.9%	5,904	91.7%	4,883	75.9%	82.71%
50～59歳	18,424	16,646	90.3%	16,594	90.1%	11,474	62.3%	69.15%
40～49歳	21,800	19,161	87.9%	19,070	87.5%	9,169	42.1%	48.08%
30～39歳	16,528	13,946	84.4%	13,861	83.9%	4,488	27.2%	32.38%
20～29歳	16,141	13,584	84.2%	13,432	83.2%	4,191	26.0%	31.20%
18～19歳	2,758	2,394	86.8%	2,377	86.2%	480	17.4%	20.19%
12～17歳	8,178	6,133	75.0%	6,002	73.4%	6	0.1%	0.10%
5～11歳	10,021	1,198	12.0%	304	3.0%			
0～4歳	5,835							
合計	137,229	108,655	79.2%	107,085	78.0%	62,324	45.4%	58.37%

<参考>

初回対象 (5歳以上)	131,394	108,655	82.7%	107,085	81.5%	—	—	—
追加対象 (12歳以上)	121,373	—	—	—	—	62,324	51.3%	—

3回目接種率(人口比)



(参考) R4.3.23（前月）時点

年齢	3回目		
	接種者数	接種率 (人口比)	2回目済に 対する割合
65歳以上	26,879	86.4%	91.0%
60～64歳	4,262	66.2%	72.2%
50～59歳	9,053	49.1%	54.6%
40～49歳	5,317	24.4%	27.9%
30～39歳	3,083	18.7%	22.3%
20～29歳	2,903	18.0%	21.7%
18～19歳	275	10.0%	11.6%
12～17歳			
5～11歳			
0～4歳			
合計	51,772	37.7%	48.6%

新型コロナウイルスワクチン 今後の予定について

栗東市ワクチン接種推進室

令和4年4月20日（水）

（１）５～１１歳の接種について

■集団接種について

- ・ １回目接種を５月８日、２回目接種を５月２９日（日）で終了予定
- ・ 広報、フェイスブック、予約サイト画面にて接種希望者は１回目を５月８日（日）までに受けるように周知

■個別接種について

- ・ 今後、接種希望者は栗東市内３医療機関（てはらクリニック、うつのみや医院、パームこどもクリニック）にて継続実施（依頼済み）

（２）１２歳以上の接種について

■集団接種について

- ・ ５月２９（日）をもって規模を縮小予定

■個別接種について

- ・ 令和４年４月以降、栗東市内１７医療機関にて継続実施あり
- ・ 今後、継続実施について依頼予定です

栗東市新型コロナウイルスワクチン接種率（年代別内訳）

※2022.4.14 現在ワクチン接種記録システム(VRS)より

年齢区分	人口	1回目		2回目		3回目		対象者ベース
		接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率	
65歳以上	13,322	12,975	97.4%	12,924	97.0%	11,972	89.9%	92.6%
60-64歳	2,954	2,857	96.7%	2,852	96.5%	2,278	77.1%	79.9%
50歳代	8,870	8,597	96.9%	8,569	96.6%	5,503	62.0%	64.2%
40歳代	12,072	10,106	83.7%	10,051	83.3%	3,765	31.2%	37.5%
30歳代	9,523	7,779	81.7%	7,703	80.9%	1,957	20.6%	25.4%
20歳代	8,025	6,704	83.5%	6,635	82.7%	1,957	24.4%	29.5%
18-19歳	1,657	1,416	85.5%	1,399	84.4%	305	18.4%	21.8%
12-17歳	4,932	3,640	73.8%	3,566	72.3%			
5-11歳	5,240	642	12.3%	226	4.3%			
0-4歳	3,767		0.0%		0.0%			
栗東市(初回対象者)	61,355	54,716	89.2%	53,925	87.9%			
(追加対象者)	56,423					27,737	49.2%	
(全人口)	70,362	54,716	77.8%	53,925	76.6%	27,737	39.4%	
国(全人口)	126,645,025	102,198,880	80.7%	100,523,795	79.4%	45,766,794	36.1%	2022/3/23時点
滋賀県(全人口)	1,418,843	1,142,488	80.5%	1,127,513	79.5%	494,590	34.9%	2022/3/23時点

(参考)5-11歳の1回目接種 ※個別の予約が含まれていないため参考、国・県接種率は3/21現在

5-11歳	人口	接種済	集団予約済	今後の接種見込計	見込率	市接種率	国接種率	県接種率
	5,240	642	49	691	13.2%	12.3%	2.9%	1.9%

栗東市 R4新型コロナウイルスワクチン集団接種予定表

R4.4.15現在

アル
プラ
ザ
栗
東

4月						5月					
主に64歳以下・5～11歳(初回・2回目)						主に64歳以下・5～11歳(初回・2回目)					
日程	曜	モデルナ (追加接種)	5～11歳	ファイザー 12歳以上	計	日程	曜	モデルナ (追加接種)	5～11歳	ファイザー 12歳以上	計
4月1日	金					5月1日	日		150	820	970
4月2日	土	760			760	5月2日	月				
4月3日	日		300	975	1,275	5月3日	火				
4月4日	月					5月4日	水				
4月5日	火	300			300	5月5日	木				
4月6日	水					5月6日	金			300	300
4月7日	木					5月7日	土	264			264
4月8日	金	300			300	5月8日	日		150	765	915
4月9日	土	760			760	5月9日	月				
4月10日	日		255	975	1,230	5月10日	火				
4月11日	月					5月11日	水				
4月12日	火	300			300	5月12日	木				
4月13日	水					5月13日	金			300	300
4月14日	木					5月14日	土	264			264
4月15日	金	300			300	5月15日	日		75	765	840
4月16日	土	760			760	5月16日	月				
4月17日	日	975	255		1,230	5月17日	火				
4月18日	月					5月18日	水				
4月19日	火	300			300	5月19日	木				
4月20日	水					5月20日	金			300	300
4月21日	木					5月21日	土	500			500
4月22日	金			300	300	5月22日	日		75	640	715
4月23日	土	760			760	5月23日	月				
4月24日	日		225	975	1,200	5月24日	火				
4月25日	月					5月25日	水				
4月26日	火	300			300	5月26日	木				
4月27日	水					5月27日	金			300	300
4月28日	木			300	300	5月28日	土	500			500
4月29日	金					5月29日	日		75	640	715
4月30日	土					5月30日	月				
						5月31日	火				
月計		5,815	1,035	3,525	10,375	月計		1,528	525	4,830	6,883

5月21日(土)・5月28日(土)はモデルナorファイザーか未定。予約状況を見て確定します

総接種予定 件数	モデルナ (追加接種)	5～11歳	ファイザー 12歳以上	計
累計(1月-)	16,833	2,070	18,026	36,929

事 務 連 絡
令和4年(2022 年)4 月 13 日

一般社団法人滋賀県医師会
一般社団法人滋賀県病院協会
各 地 域 医 師 会

御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症における高齢者施設等での経口抗ウイルス薬の処方について(協力依頼)

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県ではさらなる感染拡大が見込まれる状況下においても医療提供体制を維持していくため、令和4年1月17日から病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱いに移行しており、入院を要しない患者の入居施設内での療養や退院基準を満たす以前の早期退院をより実効的なものにするため、施設への感染管理の支援や搬送調整等を行う施設内療養等支援体制を構築し、運用しています。

その中で、県では高齢者施設等に対し、療養される方が本剤の投与対象になり得る場合、速やかに対応いただけるよう、処方に必要な登録のほか、嘱託医または協力医療機関との連絡・相談体制の確認をお願いしているところです。

つきましては、高齢者施設等から本剤処方についての相談がございましたら、処方に必要な登録について御検討いただくほか、登録済み医療機関の紹介など、高齢者施設等における処方体制の構築に向けた支援に御協力賜りますとともに、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

なお、診療・検査医療機関以外の医療機関においても、登録センターへの登録後、本剤の処方が可能となりますこと、念のため申し添えます。

滋賀県健康医療福祉部
感染症対策課医療調整第二係
TEL:077-528-1331(コントロールセンター)
077-528-3620
E-mail:coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症患者の方の施設内療養について ～ 経口抗ウイルス薬の高齢者施設における活用 ～

県ではさらなる感染拡大が見込まれる状況下においても医療提供体制を維持していくため、令和4年1月17日から病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱いに移行しています。

今回の取扱いとして、入院を要しない患者の入居施設内での療養や退院基準を満たす以前の早期退院をより実効的なものにするため、施設への感染管理の支援や搬送調整等を行う施設内療養等支援体制を構築し、運用を開始しております。

療養される方が経口抗ウイルス薬の投与対象になり得る場合、速やかにご対応いただけるよう、次の内容を参考に、各施設において連絡・相談体制をあらかじめ確認していただきますようお願いいたします。

「経口抗ウイルス薬」について

(令和4年2月10日時点情報)

- ✓ 新型コロナウイルス感染症患者に投与できる治療薬（飲み薬）のことです。
- ✓ 現在「モルヌピラビル」（ラゲブリオ）、「ニルマトレルビル／リトナビル」（パキロビッドパック）※が特例承認されています。
- ✓ 重症化リスク因子（高齢、基礎疾患等）を有し、**医師が必要と判断した方**に対して処方されるものです。
(注) 無症状の患者の方には投与できません。
- ✓ **陽性判明後速やかに投与**できるよう、迅速な体制が必要です。（発症日から5日以内に投与）
- ✓ 経口抗ウイルス薬を処方する場合は、**薬剤ごとに「登録センター」への登録が必要**になります。

(※) 承認直後の試験運用期間においては、都道府県の病床確保計画に基づき報告されている、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ確保病床を有する医療機関(※)以外の施設での処方できません。

介護老人保健施設、介護医療院の皆様

施設内で処方体制を整えることが可能な場合は、医師と相談のうえ、次の内容に沿ってご対応をお願いします。

保険医療機関コードを有する（保険診療を行う）場合

下記の「国事務連絡」に従って「登録センター」への登録等、必要な手続きをお願いします。
「国事務連絡」は日々更新されるので、適宜、県ホームページでご確認願います。

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について（別紙及び質疑応答集の追加・修正）」
(令和3年12月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部および医薬・生活衛生局総務課 事務連絡)

○滋賀県ホームページ

「滋賀県」⇒「県民の方」⇒「健康・医療・福祉」⇒「薬事・感染症」
⇒「診療・検査医療機関等へのお知らせ」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/315091.html>



保険医療機関コードを有しない（保険診療を行わない）場合

- 施設の医師が処方するためには、まずは県を通じて、厚生労働省に**「登録センター」への登録用仮コード**の付与を申請する必要があります。
- 登録を希望されます場合は、県からの案内に従って、施設情報をご提出ください。
- 登録後、**患者発生の都度、必要分を発注し、院内処方**してください。（在庫配置は不可）
- その他の内容については国事務連絡をご参照ください。
(ご不明な点がございましたら、県庁医療福祉推進課までご相談ください)

高齢者施設（介護老人保健施設、介護医療院を除く）の皆様

施設内で処方体制を整えることが困難な場合は、「登録センター」に登録している外部の医療機関（嘱託医または協力医療機関等）により処方していただくことも可能です。

次の内容を参考に、処方できる体制を整えてくださるようお願いします。

「登録センター」への登録の有無を確認

- 嘱託医の所属する医療機関または協力医療機関が「登録センター」に登録されているかどうかを確認してください。
- 確認方法は、これら医療機関にお問い合わせいただくほか、**県ホームページに「経口抗ウイルス薬の処方可能な医療機関」（登録済み医療機関）を掲載**していますので、ご参照ください。（公表について同意が得られた機関のみ掲載しています）

○滋賀県ホームページ

「滋賀県」⇒「県民の方」⇒「健康・医療・福祉」

⇒「薬事・感染症」⇒「新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬を取り扱う医療機関等について」



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/323033.html>

※ 外来診療、往診により、原則として、**院外処方**により対応薬局を通じて処方されます。

「登録センター」に未登録の場合

- 嘱託医の所属する医療機関、協力医療機関に、「登録センター」に登録いただくか、嘱託医の所属する医療機関、協力医療機関から紹介いただけるよう事前にご相談ください。

※ 登録方法については、すでに県から診療・検査医療機関あて周知済みです。

投与対象となりうる患者が発生した際の対応について（想定）



～ 受診から投与までの流れ ～

- ① 外来診療または往診
- ② 薬局の選定、在庫状況・当日または翌日配送の可否確認のうえ、処方箋送付
- ③ 患者の居所に薬剤を配送または持参

事 務 連 絡

令和4年（2022年）3月7日

一般社団法人滋賀県医師会
各 地 域 医 師 会
一般社団法人滋賀県病院協会

御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

滋賀県健康医療福祉部薬務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®
カプセル）の供給の役割を担う薬局について

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和4年2月21日付けで滋賀県健康医療福祉部感染症対策課および滋賀県健康医療福祉部薬務課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の医療機関及び薬局への配分について（別紙及び質疑応答集の修正）」において、ラゲブリオ®カプセル（以下「ラゲブリオ」という。）の供給の役割を担う薬局が決まりましたらお知らせするとしていたところです。

今般、一般社団法人滋賀県薬剤師会の協力のもと、別添のとおりラゲブリオの供給の役割を担う薬局を選定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記のとおり貴会会員への周知をお願いします。

なお、関係医療機関等には別添写しのとおり連絡しています。

記

- ・供給の役割を担う薬局は、ラゲブリオを10名分在庫配置することが可能です。高齢者施設のクラスターへの対応などにより、複数の患者に対してラゲブリオを院外処方とする場合は、別添を参考に、対応薬局を選定いただきますようお願いします。
- ・医療機関は、陽性診断当日または翌日にラゲブリオを投与可能であることを当該薬局に確認のうえ、処方箋を送付いただきますようお願いします。

マセアリの店舗の位置を図1業務リスト(平成4年3月7日時点)

No	支店名	郵便番号	支店所在地	電話番号	FAX番号	営業時間	特記事項(営業時間)
1	まの薬局	520-0232	大津市桑野1丁目1-62 上西交通ビル2F	077-571-3765	077-571-0785	月火水金：9:00～19:30 木：9:00～19:00 土：9:00～13:30	090-4560-3177 090-5646-8109
2	ニシムキ薬局	520-0844	大津市国分寺1丁目9-25	077-531-1071	077-531-1072	月火水金：9:00～20:00 木：9:00～17:00 土：9:00～13:00	090-2111-8939
3	オリーブ薬局	520-0027	大津市錦橋3丁目16-20	077-522-5005	077-522-5006	月火水金：9:00～20:00 木：9:00～17:00 土：9:00～13:00	090-5245-1960
4	オキ薬局	520-0043	大津市中央1丁目5-25	077-522-2782	077-521-3770	月～金：9:00～19:00 土：9:00～13:30	077-522-2782
5	株式会社 おみやま薬局	520-2145	大津市大宮1丁目13-1	077-545-6035	077-543-2199	月～金：9:00～20:00 土：9:00～13:30 日：9:00～12:30 (臨時休業あり)	080-4396-6035
6	ハラセ薬局おなほ店	525-0059	京都市野路1丁目14-47	077-563-4309	077-563-4332	月～金：9:00～21:00 土：9:00～17:00	077-563-4309
7	ハーモニー薬局・かがやき店	525-0045	京都市東山2-11-7	077-561-5155	077-561-5157	月火水金：9:00～20:30 木：9:00～18:00	077-561-5155
8	スワイル薬局	520-3024	京都市小倉6丁目1番41-115	077-552-6923	077-552-6944	月～金：8:30～20:30 土：8:30～18:00 日休：8:30～13:00	077-552-6923
9	ますた薬局 守山店	524-0022	守山市守山5丁目8-13	077-581-8179	077-581-8194	月火水金：9:00～19:30 木：9:00～17:00 土：9:00～13:30	080-9121-8502
10	マミ薬局	520-2331	鞍馬市小瀬瀬1199-4	077-586-5470	077-586-5480	月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00	077-586-5470
11	クオール薬局 水口店	528-0074	甲賀市水口町松尾744-126	0748-65-0509	0748-65-0511	月～金：8:45～18:00 土：9:00～13:00	080-8939-6357
12	フラワー薬局薬店	529-1851	甲賀市信楽町桑野479-13	0748-76-4193	0748-76-4194	月～金：8:30～17:30	0748-76-7193
13	デニーズ調剤薬局 甲西店	529-3253	京都市正福寺宇宮ノ口1316-1	0748-71-4440	0748-71-4410	月～金：7:30～19:30 土日祝：7:30～18:00	0748-71-4440
14	わかば薬局 神崎店	529-1445	京都市五箇区清水薬町126-1	0748-48-8612	0748-48-8613	月～土：9:00～17:30	0748-48-8612 (松本)
15	カギヤ薬局 愛来	527-0162	京都市妹背町171-1	0749-46-0100	0749-46-1246	月～金：8:30～19:00 土：8:30～13:00	0749-46-0100 (松本)
16	ハダマ薬局	523-0898	新田川橋本(橋本町)3丁目13-4	0748-38-0517	0748-38-8217	月～金：8:30～19:00 土：8:30～13:30	080-3602-8653
17	ヤクコ薬局 三好店	529-1601	京都市西京区西京988-4	0748-53-1895	0748-53-1898	月～土：9:00～17:30	090-6909-7851
18	スミ薬局 京橋西商店	522-0054	京都市西京区952-3	0749-21-3520	0749-27-1950	月～日：9:00～21:00	0749-21-3520
19	さくら薬局 京橋川島馬場店	522-0223	京都市川島馬場町1082-4	0749-28-2566	0749-28-2563	月火金：9:00～20:00 水木：9:00～19:00 土：9:00～13:00	0749-28-2566
20	ヤクコ薬局 京橋商店	529-1174	大津市京橋町下枝23-7	0749-35-3281	0749-35-3282	月火水金：9:00～18:30 木：9:00～17:00 土：9:00～13:00	090-6909-7856
21	クスのアオキ薬局	526-0831	長浜市富岡町677南地	0749-53-3698	0749-53-3699	月～金：9:00～19:00 土：9:00～13:00	0749-53-3698
22	長生堂薬局 近水店	529-0241	長浜市湖北町近水2816	0749-78-8060	0749-78-8061	月火水金：9:00～19:00 木土：9:00～17:00	090-6888-7489
23	どんぶり薬局近江町	521-0083	京都市新田77-2	0749-51-1736	0749-51-1737	月～金：9:00～18:30 第1・3土：9:00～13:30 第2・4・5日：9:00～11:00	0749-51-1736 (松本)
24	長河薬局マリンマキノ駅前店	520-1823	京都市マキノ町(市)473-131	0740-20-2525	0740-20-2777	月火水金全：9:00～20:00 土：9:00～15:00	090-1912-3273

令和4年度 広域災害時の医療救護班一覧表

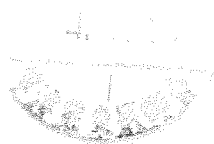
		班長	副班長
草津地区	草津第二小学校 JR以东・新草津川以北	崔 鳳春	森 敏江
”	玉川小学校 JR以东・新草津川以南	小河 孝夫	吉崎 健
”	笠縫小学校 JR以西・旧草津川以北	宮本 彩子	富田 一聖
”	老上小学校 JR以西・旧草津川以南	入川 直矢	加地 まり
栗東地区		山本 亨	木築 野百合
”		大槻 鉄郎	千葉 隆史
”		吉岡 誠一郎	中西 智之

令和4年度例会時の診療科紹介予定表

年度	月	日	曜	担当病院名 (開催場所)	開始時間		診療科	医師名
令和4年度 (予定)	4	30	土	滋賀医科大学	例会	14:00	循環器内科	中川 義久 先生
				(交流センター5階)	診療科紹介	15:00		
	5	28	土	済生会滋賀県病院	例会	14:00	循環器内科 (下肢創傷治療センター)	今井 雄太 先生
				(エストピアホテル)	診療科紹介	15:00		
	6	25	土	滋賀医科大学	例会	15:00	小児科	丸尾 良浩 先生
				(エストピアホテル)	診療科紹介	16:00		
	7	30	土	淡海医療センター	例会	14:00	脳神経外科	未定
				(交流センター5階)	診療科紹介	15:00		
	8	27	土	滋賀医科大学	例会	15:30	歯科口腔外科	越沼 伸也 先生
				(ポストンプラザ)	診療科紹介	16:30		
	9	24	土	済生会滋賀県病院	例会	14:00	未定	未定
				(交流センター5階)	診療科紹介	15:00		
	10	29	土	滋賀医科大学	例会	14:00	糖尿病内分泌内科	藤田 征弘 先生
				(淡海医療センター)	診療科紹介	15:00		
	11	26	土	淡海医療センター	例会	14:00	救急科	未定
				(エストピアホテル)	診療科紹介	15:00		
	12	24	土	滋賀医科大学	例会	15:30	救急科	塩見 直人 先生
				(ポストンプラザ)	診療科紹介	16:30		
	1	28	土	済生会滋賀県病院	例会	14:00	未定	未定
				(交流センター5階)	診療科紹介	15:00		
	2	25	土	滋賀医科大学	例会	14:30	皮膚科	藤本 徳毅 先生
				(ポストンプラザ)	診療科紹介	15:30		
	3	25	土	淡海医療センター	例会	14:00	消化器内科	未定
				(交流センター5階)	診療科紹介	15:00		

令和4年4月吉日

滋賀県医師会長 様
各地域職域医師会長 様
滋賀県歯科医師会長 様



滋賀医科大学医学部附属病院
病院長 田中 俊宏
【公印省略】

病診連携の推進に係る意見交換会の開催について(ご案内)

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病診連携の一層の推進を図るため、今年度の標記意見交換会を下記のとおり開催予定ですので、貴会員の先生方に早めにお知らせいただきまして、ご出席いただきますようご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

昨年度同様、対面式とオンライン式（Zoom）のハイブリッド形式での開催を予定しております。

つきましては、各地域職域医師会様および滋賀県歯科医師会様におかれましては、本院医療サービス課地域医療連携係のメールアドレス hqchiiki@belle.shiga-med.ac.jp あてに、窓口となつていただけますご担当者様のメールアドレスを4月22日（金）までにご送信くださいますようお願いいたします。

また、滋賀県医師会様におかれましては、会報へのご掲載をよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、後日ご案内させていただきます。

記

○ 日 時 令和4年10月27日（木） 午後2時～3時30分

○ 場 所 滋賀医科大学 リップルテラス2階 会議室1

<お問い合わせ先>

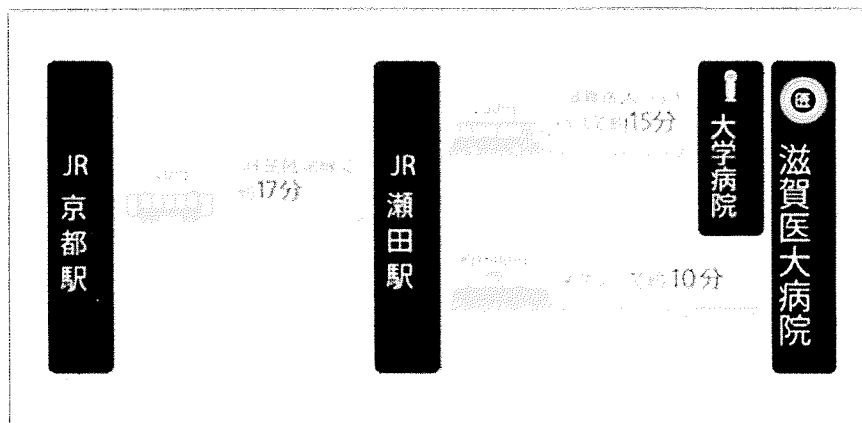
滋賀医科大学医学部附属病院
患者支援センター 田中 明博
(医療サービス課地域医療連携係)
TEL 077-548-2513
FAX 077-548-2815

会場のご案内

滋賀医科大学医学部附属病院 (滋賀県大津市瀬田月輪町)

交通アクセス

公共交通機関でお越しの方

[illegible]

至于前山「国太西門」(即寶国太廟)，「二學」即為
在現址地行正「太學」殿前，「三學」即於
其後也。

滋賀医科大学 リップルテラス



日医発第 938 号（総 138）

令和 4 年 3 月 9 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中 川 俊 男
(公印省略)

ウクライナ国民への医療支援について（お願い）

標記の件につきましては、去る 3 月 8 日付日医発第 931 号（総 135）の書面をもって、本会より 1 億円の寄附を行う旨、ご案内いたしました。

そのなかでも触れましたように、全国の医師会及び会員の先生方からの支援金を承れるよう、鋭意準備を進めてまいりましたが、このほど寄附口座を開設するに至りました。

つきましては、貴会におかれましては、本趣旨にご賛同いただき、貴会管下郡市区等医師会及び会員各位のご協力につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

追って、支援金の配賦については、改めてご報告いたします。

支援金の送付方法は、下記のとおりです。

記

1. 支援金受付

銀行名：三井住友銀行 神田支店

口座番号：普通預金 3549308

口座名：公益社団法人 日本医師会 ウクライナ医療支援金

フリガナ名： ジャニホシカイ ウクライナイリョウシエンキン

＊ 手数料は各自ご負担願います。

＊ 税務上の取扱い（別紙 1 参照）

2. 受付期間 令和 4 年 3 月 9 日 ～ 4 月 15 日

3. 支援金申込書

支援金申込に際しては、別紙 2「支援金申込書」に必要事項をご記入のうえ、本会経理課へご送付ください。

支援金領収書発行申込書

公益社団法人 日本医師会 御中

下記の通り支援金を申し込みます。

件名	ウクライナへの医療支援のため		
支援金額	100,000 円		
ご芳名 お名前又は法人名 (領収書宛名)	(フリガナ) クサツリットウイカイ		
	一般社団法人 草津栗東医師会 会長 中嶋 康彦		
住 所 (領収書発行先)	(フリガナ)		
	〒 525-0032 滋賀 都道府県 草津 区町村 大路 2丁目 1-35		
連絡先	電話番号	077-563-3380	
	E-mail	kusakuri@skyblue.ocn.ne.jp	
	Fax 番号	申込書を FAX で提出された方はご記入お願いします 077-564-8127	

振込情報 (入金照合用)	
振込日 (予定日)	4 月 14 日
振込人名義	(寄附者名と振込人名義が異なる場合ご記入下さい)

本申込書を日本医師会経理課宛にお送り下さい

郵送：〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

FAX： 03-3942-6504 電子メール：kem@po.med.or.jp

事務局記入欄 (HP)		
受付日	月 日	備考
入金日	月 日	
領収書 No		

各位

2022年 4月吉日

守山野洲医師会会長 小西 常起

2022年度 認知症の医療と福祉の連携 I N守山・野洲 開催について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、守山野洲医師会の運営にご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は終息に至っていませんが、2022年度は、参加人数等の工夫をしながら、認知症患者、家族によりよい医療と福祉が提供できることを目的として「認知症の医療と福祉の連携 I N守山・野洲」を別紙の通り開催いたします。

本会は平成24年度から、守山野洲医師会、連携型認知症疾患医療センター藤本クリニックを中心にして、様々な職種の参加者が集まり回を重ねてきました。今後も認知症の人と家族を地域で支えることを最大の目標として、早期発見、かかりつけ医における診断や家族支援、認知症ケアの充実、多職種連携などを中心として、多くの参加者と共に作り上げていきたいと思っております。

また、南部圏域の多職種連携のさらなる充実を目指して、草津市、栗東市の皆さま方からのご参加もいただくことができ、より活気ある会へと発展してきていますので、引き続き、皆様のご参加をお待ちしております。

以上

2022年度 第1回 認知症の医療と福祉の連携 I N守山・野洲

日時 2022年 5月 26日（木曜日）
18：15分から19：20分

場所 守山市駅前コミュニティーホール
セルバ守山3階

参加締め切り 2022年 5月 18日

内容



地域包括支援センターからの事例提供と事例検討

FAX  077-582-6040

藤本クリニック 宛

参加申し込み

() ご出席

参加人数の調整をお願いする場合があります

ご所属	
電話番号	
お名前	
お名前	

事務局・お問い合わせ先
連携型認知症疾患医療センター藤本クリニック

滋 医 政 第 2 9 0 号
令和 4 年(2022 年) 3 月 29 日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各地域医師会長
各消防本部(局)消防(局)長
大津市保健所長
各保健所長
防災危機管理局長

様

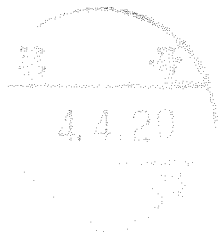
滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療機関名	所在地
医療法人社団美松会 生田病院	湖南市菩提寺 1 0 4 - 1 3
地方独立行政法人公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1 2 5 6 番地



滋草保第 618 号
令和4年(2022年)4月1日

草津栗東医師会長
守山野洲医師会長
管内各病院長
滋賀県赤十字血液センター所長
管内各市長
各保健所長
大津市保健所長

} 様

滋賀県草津保健所長
(公印省略)

令和4年度特定感染症相談・検査事業の実施について（通知）

平素は、地域保健・医療の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業について、下記のとおり実施しますので御了知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日時 毎月第2・第4水曜日（原則）（別紙日程表参照）
梅毒、HIV、肝炎ウイルス検査 13時15分～15時30分
- 2 場所 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）2階 相談室および指導室
- 3 内容 （1）梅毒抗体検査および性感染症に関する相談
（2）HIV抗原・抗体検査およびエイズに関する相談
（3）肝炎ウイルス抗原・抗体検査および肝炎ウイルスに関する相談
- 4 その他 検査費無料、完全予約制

滋賀県草津保健所

健康危機管理係 山本

TEL：077-562-3534

FAX：077-562-3533

Mail: yamamoto-marie@pref.shiga.lg.jp

令和4(2022)年度 草津保健所 特定感染症相談・検査日程表

2022年(令和4年)									2023年(令和5年)		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
13(水)	11(水)	8(水)※	13(水)	中止	14(水)	12(水)	9(水)	14(水)※	11(水)	8(水)	8(水)
27(水)	25(水)	22(水)	27(水)	24(水)	28(水)	26(水)	30(第5水)	中止	25(水)	22(水)	22(水)

<定例日> 第2・4水曜日

<受付時間> 13:15～15:15 梅毒、HIV、肝炎相談・検査(最終終了時間 17時)

※ ただし、6/8(HIV検査普及週間イベント)、12/14(世界エイズデーイベント)は拡大実施予定

<検査内容>

- ①HIV抗原・抗体検査
- ②梅毒抗体検査
- ③B型肝炎ウイルス抗原検査
- ④C型肝炎ウイルス抗体検査

令和4年3月31日

関係各位

滋賀県済生会看護専門学校
学校長 三木 恒治
(公印省略)

滋賀県済生会看護専門学校 看護第2学科の閉科について

早春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より滋賀県済生会看護専門学校の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本校は平成8年4月に看護人材の確保から滋賀県の要請により2年課程看護第2学科を開設し、25年余にわたり多くの卒業生を輩出してまいりました。本年3月には最後となる第25期生の卒業をもって看護第2学科を閉科することをお知らせいたします。これまでの皆様のご指導ご鞭撻をいただきましたことを心より感謝いたします。

なお、看護第1学科は令和4年度より看護学科として引き継ぎ存続いたしますのでご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月14日

〒525-0032

草津市大路2丁目1-35 草津市立市民総合交流センター4階
一般社団法人 草津栗東医師会 御中

滋賀県医師協同組合

商品価格改定のお知らせ

平素は当組合事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、カルテ・薬袋等の用紙類において、昨今の原材料および物流費の高騰に対して価格を据え置いてまいりましたが、さらなる高騰により価格を維持することが困難となりました。誠に不本意ではございますが、下記の通り価格改定を実施させていただきますので、ご了承ください。

なお、価格改定に伴い事前注文の増加が予想されますので、早めのご注文をお願いいたします。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

■価格改定日：令和4年4月26日（火）午後3時以降のご注文分より新価格となります。

■対象商品：別紙価格表をご覧ください。

以上

〒520-3031

栗東市糺1丁目10番7号 医協ビル1階

滋賀県医師協同組合 購買課

TEL:077-516-8660 FAX:077-553-677

医療機関名

		医協単価	冊数	金額
レセプト		355		
後期高齢者		330		
集計表(国保)		345		
集計表(社保)		300		
集計表(国保入院併用)		345		
集計表(社保入院併用)		300		
情報提供書		310		
社 カルテ	1－1	375		
国 カルテ	1－2	375		
カルテ	2－1	375		
カルテ	2－2	375		
カルテ	2－5	375		
診断書 たて		375		
診断書 よこ		905		
合計				

R4.5.1～

公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団

2022 年度（前期）公募助成のご案内

※今年度より、専用システムからの申請になりました。

紙媒体での申請は、原則不可となりますのでご注意ください。

詳細および専用システムは以下の URL にアクセスください。

勇美記念財団公募助成システム

URL : <http://www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com/main/jyosei.html>

公募期間：2022 年 4 月 8 日（金）～ 5 月 31 日（火）

在宅医療等推進のための調査研究等への助成	助成総額
一般公募「在宅医療推進のための研究」 （研究期間：1 年もしくは 2 年、個人申請のみ） 在宅医療の推進に関する調査研究を目的とする。	2,300 万円 （件数未定）
テーマ指定公募 （研究期間：1 年、個人・法人申請可） 現代社会における在宅医療の課題についての調査研究をおこない、在宅医療の向上に寄与することを目的とする。 【指定テーマ】 ① 在宅医療における感染症対策に関する調査研究 ② 入院医療から在宅医療移行期における多職種連携による円滑な退院支援システム等構築のための研究 ③ 在宅医療における食支援のための研究 ④ 在宅医療推進の中で、在宅療養者を支える介護職の役割と課題、専門性にかかる研究 ⑤ 在宅医療の質に関する研究	①100 万円 ②～⑤250 万円 （件数未定）
在宅医療等推進のための普及啓発、人材育成等への助成	助成総額
「在宅医療における感染症対策の教育及び啓発等への助成」 （個人・法人申請可） 市民、専門職を問わず、在宅医療における感染症対策を目的とした活動（研修会等の開催や、啓発冊子・DVD の作成等）に対し、助成を行う。なお、感染症の種類は新型コロナウイルスに限定しない。研修会等の参加費や冊子などの配布は全て無料とすること。 【テーマ】 ① 在宅医療における感染症対策に関する講演会、研修会等 ② 在宅医療における感染症対策に関する啓発パンフレット・ポスターの作成等 ③ その他 感染症対策に関する活動等	150 万円 （件数未定）

裏面へ

在宅医療等推進のための普及啓発、人材育成等への助成（つづき）	助成総額
「市民の集い開催への助成」 （個人・法人申請可） 在宅医療推進のための市民の集い（市民公開講座など）の開催、冊子・動画の作成および配布をすることにより、市民への在宅医療の啓発を目的とする。 参加費は無料とすること。市民の参加必須。	500 万円 （1 件 30 万円上限）
「在宅医療推進のための多職種連携研修会への助成」 （個人・法人申請可） 在宅医療の推進や啓蒙等を目的とした地域での多職種連携のネットワーク作りを目的とした研修会等を開催する。 開催地域は申請者の地元地域に限る。同一地域の多職種の参加必須。参加費は無料とすること。	500 万円 （1 件 50 万円上限）
「在宅医療推進のための学会等への助成」 （法人申請のみ） 在宅医療に関する学会や学会内の在宅医療に関するプログラム等に対し、助成を行う。	800 万円 （件数未定）
「在宅医療推進に寄与するモデル的な研修プログラム構築のための助成」 （法人申請のみ） 以下のテーマに関する研修プログラムの開発等に対し、助成を行う。 【テーマ】 ① 全国を視野においた病院医師、臨床研修医、開業医等を中心とした在宅医療に関するモデル的な研修 ② 全国普及を目指すにふさわしい在宅医療、介護に関する市町村職員、専門職研修プログラム開発のためのモデル的な研修	250 万円 （件数未定）

《詳細ならびに募集要項は 4 月 8 日（金）より、ホームページに掲載いたします。》

2021 年度（前期）に実施していました以下の公募助成は

2022 年度後期 に実施予定です。

詳細は改めてホームページにて、ご案内いたします。

【今年度、募集を後期に変更した公募助成】

- ・（論文枠）一般公募（研究期間：2 年、個人申請のみ）
- ・テーマ指定公募（論文枠）テーマ指定公募（課題解決型実証研究）
（研究期間：2 年、個人・法人申請可）

お問い合わせ 公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団 事務局
 電話：03-5226-6266 メール：yuumizaidan@nifty.com

一般社団法人草津東医師会 御中

拝啓 若草の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃よりのご愛顧に感謝申し上げます。

さて、昨年のことになりますが、認知症介護にかかわる法律問題について雑誌プレジデントより取材を受け、原稿に加筆修正したものが記事になりました。何かの役に立てば幸いです。謹呈致します。ご笑納いただけますと幸甚に存じます。

季節の変わり目につき、どうぞご自愛ください。

略儀ながら、まずは書中をもちましてご挨拶申し上げます。

敬具

令和四年四月吉日

滋賀県草津市若竹町一―四〇 OHビル草津五階

草津ゆうひ法律事務所

弁護士 浅井勇希

8年間介護を経験した
弁護士が教える

認知症の法律問題

父母の事件事故、責任はどうなる？

もし、将来自分の親が認知症になり重大事故や重大事件を起こしてしまったら——。そんな未来を想像したことはあるだろうか。「まさか自分の親に限って……」そう思うかもしれないが、それは決してありえない未来ではない。

重大事故を起こしたら 親と子どもはどうなる

厚生労働省によると、2020年の高齢者の認知症率は約18%。さらに25年には高齢者の5人に1人が認知症になると予測されている。つまり、親の介護はすぐそこまで迫っており、それは同時に親のトラブルに子どもが巻き込まれるリスクがあるということでもある。

では、認知症になった親が仮に人を殴って殺してしまったり、器物損壊をした場合、本人は罪に問われるのか。「認知症発症前の本人の人格（性格、考え方など）との関連性や認知症の進行具合によって、罪に問われるかは大きく変わります」

そう語るのは、自身の父親が前頭側頭型認知症となり、父親が亡くなるまで8年間、自宅のある滋賀県と父親の住む愛知県を往復し、介護を続けた弁

護士の浅井勇希氏だ。

「問われるのは責任能力の有無です。たとえば、認知症が疑われる高齢者が交通事故を起こした場合、『車を運転する程度の認知能力はある』と判断され、責任能力があるとされる可能性があります。しかし、認知症であることが判明したときは、自動車の運転免許が取り消されます。そして、運転もできないほど認知症が進行すれば、そもそも車を運転することも事故を起こすこともないでしょう」

だからといって安心できるわけではない。問題は認知症であるにもかかわらず、認知症という診断を受けておらずに事故を起こしてしまった場合だ。

「認知症と診断を受け、今後車を運転させないように介護体制を整えるべく家族で協力することができれば、裁判で情状酌量される可能性はあります。しかし、逮捕された高齢者が認知症であるということを立証するのは決

して簡単ではありません」

なぜか。

「犯罪行為により本人が逮捕・勾留された場合、本人を身体拘束から解放させないと専門医の診断を受けることは



認知症と思いき高齢者が交通事故を起こした場合、「車を運転する程度の認知能力はある」と判断される。※写真はイメージです。

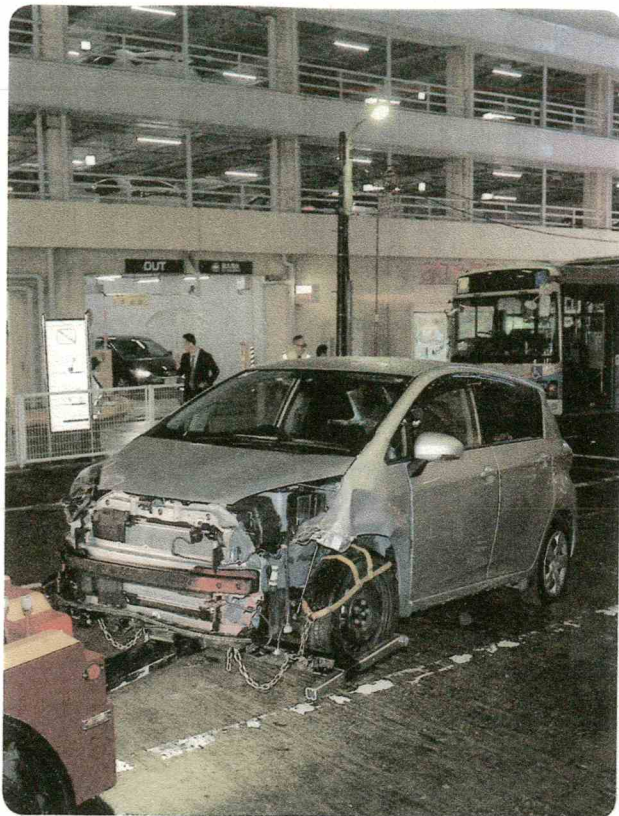


浅井勇希
Yuki Asai

1979年生まれ。愛知県名古屋市出身。2006年に司法試験に合格。13年に独立し、滋賀県草津市にて草津ゆうひ法律事務所を開所。11年、父が前頭側頭型認知症と診断され、8年間、父の介護に関わる生活を送る。

困難です。しかし、刑事裁判の判決が言い渡されるまでの間に、すべての被告人が保釈を許可されるとは限りません。また、責任能力の有無および程度を明らかにするための精神鑑定請求が

認知症の親が重大な交通事故を起こしたらどうなる？



問題は、認知症であるにもかかわらず認知症という診断を受けておらず事故を起こしてしまった場合だ。※写真はイメージです。

自治体による認知症者の損害賠償責任保険の例

	最大補償額	主な内容
神奈川県 大和市	3億円	事故や器物破損で損害賠償責任を負った際の補償。交通事故等による死亡または後遺障害を負った場合に保険金の支払い。被害者への見舞費用補償。
兵庫県 尼崎市	1億円	被害者への治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料等、財物の修理代等、裁判になったときの訴訟費用等、電車等の遅延損害等。個人情報登録による行方不明時の早期発見・保護。
兵庫県 神戸市	2億円	事故や器物破損で損害賠償責任を負った際の補償。本人の死亡・後遺障害への保険金支払い。被害者への見舞費用補償。
東京都 葛飾区	5億円	事故や器物破損で損害賠償責任を負った際の補償。鉄道事故に係る賠償責任補償。交通事故等に係る本人の死亡や後遺障害への保険金支払い。被害者死亡時の見舞い費用。
愛知県 名古屋市	2億円	事故や器物破損で損害賠償責任を負った際の補償。事故の相手方が死亡または後遺障害を負った場合の見舞金支払い。
富山県 富山市	1億円	事故や器物破損で損害賠償責任を負った際の補償。示談交渉サービス。

自治体による認知症者の損害賠償保険に加入しておけば、家族の経済的負担は大きく軽減される。

却下された例もあります」

つまり、自分の親が認知症かもしれないと思った場合、リスクを最小限におさえるためには、すみやかに認知症であるという診断を医師からもらっておくことが必須となる。

かつて、90代の認知症者が誤って線路内に立ち入り電車にはねられ死亡する事故が起きた。鉄道会社は亡くなった認知症者の遺族に、700万円超の損害賠償請求をした。大手の鉄道会社にとって、この程度の額を求めて弁護士と契約することは苦にならないかも

しれないが、遺族にとってはかなりの重荷だ。遺族は異を唱えた。

その事件を契機に、「認知症者による鉄道の人身事故において損害賠償を家族に押しつけるのはおかしい」という世論が盛り上がった。

そして、16年、最高裁で遺族の支払い義務を否定する逆転判決が確定した。現在ではこうした認知症者が起こす事故に対し、全国の自治体で損害賠償責任保険を導入したケースもある。同保険を導入したのは全国で60自治体以上に上るが、各自治体を見てみると本人

負担は0円のところもある。

万引や近所迷惑 誰の責任になるか

現在、浅井氏は法律家の立場から認知症者の「個人の尊厳」を訴える活動も行っているという。

「たとえば、かつて統合失調症などの精神障害者は危険視され、長期間病院に閉じ込めておく措置がとられることもありましたが、個人の尊厳の観点から反省が生まれ、現在はできるだけ拘束をやめようというスタンスに移行

しつつあります。認知症者の場合も、周囲が認知症の特性を理解し、認知症者の尊厳にも配慮したケアをすることで防ぐことのできるトラブルは多いのではないかと考えます」

認知症と早めに診断を受けておけば、その後に起きうるトラブルには対応できるという。

「私の父は前頭側頭型認知症の初期、私の事務所にストーカー行為のように電話をかけたり、近所のスーパーで万引をするなどの行動をとりました。万引をしたときは警察に連れて行かれま



認知症患者が万引で現行犯逮捕されないために、家族にもできることがある。

したが、既に認知症の診断を受けていて財布に家族の連絡先を入れておいたためすぐに認知症者であるという事実が伝わりました。そして、家族が身元引き受けすることで、父は逮捕されることはありませんでした」

前頭側頭型認知症の特徴の一つに、毎日決まった時間に同じことをする常同行動がある。

「そのため、親がよく行くお店や近隣住民の方に話をつけておくこともトラブルを未然に防ぐことができます」

だが、さらに認知症が進行した場合より大きなトラブルを起こすケースもあるのではないだろうか。

「その可能性は低いと私は考えます。たとえば私の父親が患った前頭側頭型認知症は、末期には無言、寝たきりになっていくため、認知症が進行していくと、むしろトラブルが減っていくことになるのではないのでしょうか」

では、認知症者の行為について、本人ではなく家族が法的責任を負うことはないのだろうか。

「一口に法的責任と言っても、犯罪行為に対して国が私人に刑罰を科す刑事法と、私人間の権利義務関係を問題とする民事法を区別する必要があります。まず刑事責任については、行為者本人しか責任を負わないのが大原則であ

厚生労働省による日本国内の認知症者の推移予想



25年には高齢者の5人に1人、60年には3人に1人が認知症になると予想されている。
※厚生労働省公表のデータを基に編集部作成。

り、家族であるからといって刑事責任を負うことはありません。例外的に、他人を道具として利用することで責任を負う間接正犯の理論や他人と共同して犯罪行為を行う共同正犯が適用される場合には、他人の行為について刑事責任を負うことが考えられますが、認知症者を道具として利用し犯罪行為を行う、認知症者と共同して犯罪行為を行うというのは現実的には想定し難く、そのような裁判例を私は寡聞にして知りません」

これに対し民事責任については、認知症者本人が責任無能力とされる場合その家族が民法714条の(準)法定

監督義務者として損害賠償責任を負わされる可能性がある。

「まさに認知症者と同居する高齢の妻と遠方で別居する子の民法714条責任を問われたのがさきほどの鉄道事故訴訟です。最高裁は両者の責任を否定しましたが、第三者に対する加害行為の防止に向けて監督を現に行い、監督義務を引き受けたと認められる場合には責任を負う余地を残しています。

しかし、老老介護、認認介護(高齢の認知症者の介護を認知症である高齢の家族が行うこと)や遠距離介護の多い現代の家族関係にあつては、対外的に監督義務を引き受けたと評価される場合は少ないのではないのでしょうか。そもそも監督内容は認知症者の第三者に対する加害行為の防止ですが、認知症者の加害行為がそれほど頻発するのか疑問です。鉄道事故訴訟でも認知症者が散歩の際に2度、行方不明になったと認定されていますが、事故以前に第三者に加害行為をしたことがあるとはされていないのです。

それでも、万が一責任を問われる場合に備えて自治体加入する損害賠償責任保険に申し込みをすることは事前の対策として有効でしょう。ただし、現時点ですべての自治体が同保険を導入しているわけではありません。民間の保険に加入するかについても検討しておくといでしょう」

家族が責任を負われる可能性は低

いようだ。

想定しておきたい 親が被害者になる場合

それでは、統合失調症などの精神障害と認知症とで法律的な判断が異なる場合はあるのだろうか。

「以前、精神障害の患者が居酒屋で薬と酒と一緒に飲んで意識が飛んだ状態で駆けつけた警官を突き飛ばした事件がありました。このとき、この精神障害者は単なる飲酒酩酊や記憶喪失とは異なり、行為当時全く自分の行為を認識できず、そして、行動を制御することができない状態に陥っていました。そのため責任能力なしと判断され、不起訴になりました」

しかし、自分がトリップし、そのときに犯罪行為をするおそれがあることがわかっていて犯罪を行った場合は事情が変わる。

「この患者は後に、再び薬と酒と一緒に飲み、意識が飛んだ状態でふらふらと徘徊し、カラオケ店ののぼりに放火をするという事件を起こしました。そもそも医師や薬剤師はアルコールと精神安定剤の同時摂取をやめるよう指導します。そして、この患者は薬と酒を一緒に飲んだ場合に自分ができるような

行動をするおそれがあるのかを、前の事件の経験から知っています。この事件も結論は不起訴になったのですが、責任能力が問われ、有罪になる可能性も大いにあったと考えます」

これを、責任能力のある時点の自由な意思決定において自らを責任能力のない状態に陥れその犯罪行為を利用しようとすることから、「原因において自由な行為」の理論と呼ぶ。

「しかし、認知症者が責任能力のある時点で、犯罪行為をするためにあえて自らを責任能力のない状態に陥れようとすることは、およそ想定し難いのではないでしようか」

ここまで、認知症者の行為により本人または家族が法的責任を問われる可

「原因において自由な行為」の理論とは

統合失調症者が治療薬と酒を同時に摂取し、心神喪失もしくは心神耗弱の状態に陥り、犯罪行為に及んだ場合。



酒を飲む時点においては判断能力があったとみなされ、責任を問うことができるという理論。

※認知症者は常に判断能力が失われているとみなされ、「原因において自由な行為」の理論は適用されるとは考えにくい。

能性について見てきた。

それでは逆に、認知症者が被害者となる場合についてはどうだろうか。

「近年では、成年後見制度を利用する方も増えています。これは、家庭裁判所から選任された後見人が認知症者の財産管理や身上監護を行うものです」

浅井氏が見た事例ではこのようなものがあつた。

「かなりの資産を持っている認知症者が、親の遺産分割協議を知り合いの不動産屋に委任し、高額の着金を支払ったのですが、その不動産屋が何をしているのかわからないというケ

スがありました。家族はそれを問題視しましたが、不動産屋は着金を返してくれません。成年後見申し立てをし、成年後見人が不動産屋から着金を取り戻すことができました。

ほかには、認知症者の名義で年金担保貸し付けを受け、家族がそれを使用していた事例で自治体が虐待だと判断し、成年後見申し立てをしたケースもあります。この場合、まずは認知症者と家族の生計を分離し、認知症者の生活の立て直しを図るのですが、この家族は親名義での借入金を含めた家族全体の生活費として使用しており、それしか生きる術を知らなかっただけでした。こちらのほうは認知症者に関する問題に加え、格差社会における貧困問題もはらんだ事例だと言えるのかもしれません」

浅井氏も、父親が認知症になり、介護やトラブル発生時の対応に悩んだ経験から情報収集の必要性について強調する。

家族の認知症が疑われる場合、まずは診断を受けることが必要だ。そして、自身の住む自治体が損害賠償責任保険に加入していないか調べることだ。さらに、民間保険への加入も検討し、万が一に備えよう。

①

事例研究②

万引、家庭内暴力、資産管理の難しさにどう対処する？



認知症になった親が第三者または家族に経済的暴力を受けるケースもある。※写真はイメージです。

事 務 連 絡
令和 4年 4月 22日

関 係 各 位

滋賀県立総合病院 緩和ケアセンター
センター長 山 本 秀 和

令和4年度「緩和ケアミニ講座」開催のお知らせ

滋賀県立総合病院緩和ケアセンターでは、地域連携による「切れ目のない緩和ケア」の提供を目的として、「緩和ケアミニ講座」を開催しています。当院のスタッフが、様々な視点で緩和ケアに関連する話題提供を行います。相互に学びを深めながら、地域の医療に従事される皆様の「顔の見える関係」を築いていく機会としてご活用いただければ幸いです。

本年度は、オンライン配信(ZOOM)と動画公開(YouTube)で開催します。別添のチラシをご確認のうえ、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

【問い合わせ先】

滋賀県立総合病院 緩和ケアセンター

担当：木下

TEL：077-582-5031(代)

2022 年度

緩和ケアミニ講座

地域全体の
切れ目のない緩和ケアを提供します



滋賀県立総合病院のスタッフが、
毎回違った視点で話題を提供します。
2022 年度は、オンラインで開催します。
お気軽にご参加ください。

オンライン配信
(ZOOM)

動画公開
(YouTube)

時間：17:30～18:30

方法：オンライン配信(ZOOM)

動画公開(後日・YouTube)

詳細はお申し込み後に案内させていただきます。

対象：医療従事者

申込方法

下記 URL より、

滋賀県立総合病院 HP 内「講演会・研修・イベント情報」を
ご確認ください、ご希望の講座をお申し込みください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensou/event/107800.html>



スマートフォンでのお申し込みは
こちらから

第 35 回

申込期限:2022 年 5 月 26 日(木)

2022 年 6 月 9 日(木)

「緩和ケア病棟から在宅へ
～これからの在宅との連携について考える～」
緩和ケア病棟師長 横田聡美

第 36 回

申込期限:2022 年 7 月 21 日(木)

2022 年 8 月 4 日(木)

リハビリテーション科スタッフ

第 37 回

申込期限:2022 年 9 月 29 日(木)

2022 年 10 月 13 日(木)

薬剤部スタッフ

第 38 回

申込期限:2022 年 11 月 24 日(木)

2022 年 12 月 8 日(木)

地域医療連携室スタッフ

第 39 回

申込期限:2023 年 1 月 26 日(木)

2023 年 2 月 9 日(木)

歯科口腔外科スタッフ

主催・お問い合わせ先

滋賀県立総合病院 緩和ケアセンター

〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4番30号

■ TEL (077)582-5031(代)

■ E-mail kanwa@mdc.med.shiga-pref.jp



滋 看 協 第 432 号
令 和 4 年 4 月 18 日

一般社団法人 滋賀県医師会
地域医師会
会 長 様

公益社団法人滋賀県看護協会
会長 廣原 恵子
(公 印 省 略)

「看護の日」の行事開催案内およびチラシの送付について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当滋賀県看護協会の事業にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度「看護の日」の催しを5月8日（日）公益社団法人 滋賀県看護協会において開催することになりました。

つきましては、「看護の日」制定の趣旨をご理解いただきまして、お越しいただけるよう、格別のご配慮とご協力をお願いいたします。

なお、チラシを同封いたしますので、是非参加のご案内くださるよう併せてお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

滋賀県看護協会・ナースセンター

〒525-0032 草津市大路2丁目11-51

TEL：077-564-9494

FAX：077-562-8998

メールアドレス：nurse-center@shiga-kango.jp

5月12日は



看護の日

時代は、今まで以上に
医療や看護を必要としている。
いのちを支え、希望を育む。

たくさんの笑顔
未来へつなぐために。

何を学ぶのか。

どう生きていくのか。

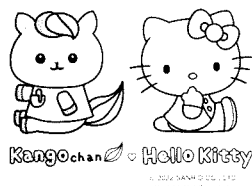
変わりゆく社会の中で、
変わらない情いを胸に。

めざめざと。

いのち、暮らしを、まもる。

5月8日(日)から5月14日(土)は

看護週間



【主催】 厚生労働省 / 日本看護協会

【協賛】 文部科学省・日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会・全国社会福祉協議会・日本福祉会・全日本福祉団・「NPO」等
日本精神科病院協会・全国自治体病院協議会・日本助産師会・日本精神科看護協会・日本訪問看護協会・全国消防看護士会
全国老人保健施設協会・全国老人福祉施設協議会・日本労働組合総連合会・ささきあい医療人材センター・LIXIL

【協賛】 テルモ(株)・東洋羽織工業(株)・ナカイレール(株)・ハラマウントベッドホールディングス(株)



看護の日

<https://www.nurse.or.jp>



－看護の心を、みんなの心に－

看護フェア2022



「看護の力で明るい未来を!!」

日時

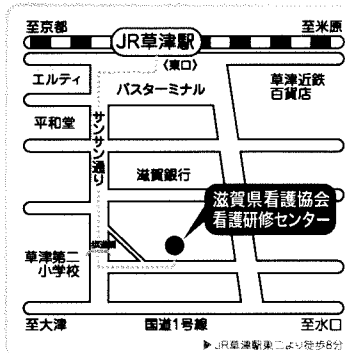
令和4年

5月8日日

10:00～15:00

どなたでも
参加
できます

小・中・高生
・看護学生
集まれ!!



会場

公益社団法人 滋賀県看護協会

看護研修センター

〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目11番51号

駐車場はございません。
公共交通機関をご利用ください。



- 来場時には、マスク着用でのご参加をお願いいたします。
- 37.5℃以上の発熱のある方や風邪症状のある方は、ご遠慮ください。
- 感染の状況により急遽開催を中止させていただく場合がございます。
- 中止の場合は、滋賀県看護協会のHPに掲載させていただきますのでご確認をお願いいたします。

体験コーナー

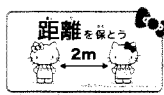
※都合により内容が一部変更になる場合がございますので予めご了承ください。



赤ちゃん
抱っこ
妊婦体験
命のお話



感染対策
コロナの話
手の洗い方



心臓マッサージ
AED体験
シニア
体験



災害グッズの
作成指導や
災害用品
の展示



相談
看護師の
仕事を
知ろう

スタンプラリー・助産師学生
による オレンジリボン啓発
活動



視聴コーナー 日本看護協会「看護の日」イベントWEB配信 14:00～16:00 ご参加を!!

- 主 催／公益社団法人滋賀県看護協会
- 後 援／滋賀県・一般社団法人滋賀県医師会・一般社団法人滋賀県歯科医師会・一般社団法人滋賀県病院協会
一般社団法人滋賀県薬剤師会・公益社団法人滋賀県理学療法士会
- 共 催／滋賀県看護学校協議会
- お問合せ先／公益社団法人滋賀県看護協会 〒525-0032 草津市大路二丁目11番51号 TEL(077)564-9494

講演会・研修会等のご案内

第1回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★ 令和4年6月5日(日) 14:30～19:00	産業医研修会	男女共同参画センター G-NETしが 大ホール 近江八幡市鷹飼町80-4	1.「色覚異常の基本と職場での配慮事項」(仮題) むらき眼科 院長 村木 早苗 先生 2.「事例に見るメンタルヘルスの実際」(仮題) バイオメンタルクリニック 院長 石黒 淳 先生 3.「腰痛、膝関節痛の対策」(仮題) びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部スポーツ学科 教授 保健センター長 小松 猛 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報4月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: (申請予定) 基礎 実地1.5単位 後期3.0単位 生涯 実地1.5単位 専門3.0単位

・ 4 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年4月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 4/15 (金)	第43回産業保健活動推進全国会議(Web開催)	1:00 PM (～ 5:00 PM)	3階会議室	日医	
R4/ 4/20 (水)	第2回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 4/21 (木)	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会	3:30 PM (～ 5:00 PM)	滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室	県	★
R4/ 4/22 (金)	第33回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応: 応接室	日医	
R4/ 4/22 (金)	中絶審査	4:00 PM (～)	理事室	県医師会	★
R4/ 4/23 (土)	第16回日医男女共同参画フォーラム(Web開催)	1:30 PM (～)	3階会議室(WEB) ホテル日航大分オアシスタワー	日医	
R4/ 4/25 (月)	第74回近畿地方社会保険医療協議会総会 (Web開催)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	★
R4/ 4/28 (木)	滋賀県運営適正化委員会 第6回苦情解決合議体	1:30 PM (～ 3:30 PM)	県立長寿社会福祉センター 1階 会 議室	その他	★
R4/ 5/ 6 (金)	日本医師会財務委員会(TV会議併用)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	会長室 配信会場: 日医会館(Zoom接続)	日医	★
R4/ 5/ 9 (月)	第2回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 5/10 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 5/11 (水)	第3回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 5/12 (木)	第10回日本医師会赤ひげ大賞表彰式	6:00 PM (～ 7:10 PM)	帝国ホテル東京「孔雀の間 東」	日医	★
R4/ 5/13 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 5/18 (水)	第34回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R4/ 5/19 (木)	第2回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 5/25 (水)	第4回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 5/27 (金)	令和4年度都道府県医師会勤務医担当理事連絡協 議会(Web会議)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	日医	
R4/ 5/27 (金)	滋賀県後期高齢者医療審査会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	調整中	県	★
R4/ 5/30 (月)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	★
R4/ 6/ 1 (水)	第5回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/ 2 (木)	会計監査	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 6/ 5 (日)	産業医研修会	2:30 PM (～ 7:00 PM)	G-NETしが 男女共同参画センター	県医師会	
R4/ 6/ 7 (火)	第3回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階応接室	県医師会	
R4/ 6/ 7 (火)	代議員会財務委員会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★

46 ※ ★印は令和4年3月17日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 6 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年4月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 6/ 9 (木)	公益社団法人滋賀医学国際協力会 理事会	5:30 PM (～)	滋賀医科大学 中会議室	その他	★
R4/ 6/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 6/15 (水)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 評議員会	2:00 PM (～)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	★
R4/ 6/16 (木)	第222回定例代議員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	★
R4/ 6/16 (木)	令和4年度人権学習会	3:35 PM (～ 4:20 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	★
R4/ 6/22 (水)	第6回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (～)	山の上ホテル	近医連	
R4/ 6/25 (土)	第151回日本医師会定例代議員会(予定)	9:30 AM (～)	未定	日医	
R4/ 6/26 (日)	第152回日本医師会臨時代議員会(予定)	9:30 AM (～)	未定	日医	
R4/ 6/26 (日)	産業医研修会	2:30 PM (～ 7:00 PM)	県立文化産業交流会館 小劇場	県医師会	
R4/ 7/ 6 (水)	第7回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 7/ 7 (木)	第4回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/ 9 (土)	(予定)スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)	3:00 PM (～ 6:00 PM)	エストピアホテル 瑞祥Ⅱ	県医師会	★
R4/ 7/12 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 7/14 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/20 (水)	第8回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/ 8 (月)	第5回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 8/ 9 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 8/10 (水)	第9回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/24 (水)	第10回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/ 7 (水)	第11回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/ 8 (木)	第6回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 9/13 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 9/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 9/21 (水)	第12回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/29 (木)	令和4年度 小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)(予定)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	予定	県医師会	
R4/10/ 5 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/ 7 (金)	第7回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

・ 10月以降 行事予定表 ・

(令和4年4月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/10/ 8 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R4/10/11 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/10/13 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/16 (日)	令和4年度近畿府県合同防災訓練(滋賀県総合防災訓練)	7:00 AM (～)	旧長浜北高等学校跡地(滋賀県長浜市)	県	
R4/10/19 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/23 (日)	リーダーシップ研修会(予定)	10:00 AM (～ 5:00 PM)	ホテル ポストンプラザ草津びわ湖	県医師会	
R4/10/27 (木)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)(予定)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R4/11/ 8 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/ 9 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/11 (金)	第53回全国学校保健・学校医大会会長招宴(予定)	10:00 AM (～ 6:00 PM)		日医	★
R4/11/12 (土)	第53回全国学校保健・学校医大会(予定)	10:00 AM (～ 6:00 PM)	主会場:岩手県(メトロポリタン盛岡)	日医	
R4/11/15 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/11/17 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/19 (土)	(予定)スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強	(～)		県医師会	★
R4/11/30 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/ 9 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/12/13 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/12/14 (水)	第17回理事会(12月15日に変更)	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/15 (木)	第17回理事会(12月14日から変更)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R4/12/22 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)(予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R5/ 1/10 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 1/12 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R5/ 1/25 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/ 8 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 2/16 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 2/19 (日)	第71回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会	10:30 AM (～)	神戸ポートピアホテル	近医連	
R5/ 2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

・^{R5}2月以降 行事予定表・

(令和4年4月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 2/25 (土)	マネジメント研修会	1:00 PM (～ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R5/ 3/ 8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

草津栗東医師会・行事予定表

令和4年 5月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金	令和4年度草津栗東地域医療推進会議	14:00～	キラエ草津502会議室
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木	地域職域医師会会長会議	14:30～16:00	滋賀県医師会
		『草栗ゴ木会』		ザ・カントリークラブ
20	金			
21	土	滋賀県医師協同組合総代会		大津プリンスホテル
22	日			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木	5月理事役員会	14:00～15:30	キラエ草津303会議室
27	金			
28	土	5月例会・診療科紹介	14:00～15:30	エストピアホテル
		定時総会	15:30～16:30	
		役員選挙・臨時理事会	16:30～17:30	
		総会懇親会⇒中止		
29	日	ゴルフ同好会		近江カントリー倶楽部
30	月			
31	火			